

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 令和6年10月21日（月曜日）午後1時30分～午後5時53分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、飯泉委員、日下委員、玄委員、高橋委員、堤委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「（仮称）府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【騒音・振動】及び【水循環】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】及び【日影】に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (10 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	東京都市計画道路放射第35号線(練馬区早宮～北町間)建設事業(工事の施行中その3)	令和6年9月4日
	(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業(工事の施行中その2)	令和6年9月30日
2 変 更 届	赤羽台団地建替事業	令和6年8月28日
	東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差事業	令和6年9月12日
	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線(東村山駅付近)連続立体交差事業	令和6年9月13日
	(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業	令和6年9月30日

令和6年度
「東京都環境影響評価審議会」
第7回総会
速 記 録

令和6年10月21日（月）
対面及びオンライン併用

(午後 1 時 30 分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 17 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和 6 年度第 7 回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴の方、入場されました。

○柳会長 ただいまから令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第 7 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件、諮問 1 件、受理報告を受けることといたします。そのため、審議会が長時間にわたることが予想されまして、大まかな目安といたしましては、2 件の答申で 40 分程度、その後、1 件の諮問で 1 時間程度、その後、事後調査報告書及び変更届の受理報告という流れになります。

途中で休憩を挟む予定はございませんが、進行状況によっては諮問が終わった段階で休憩を挟む可能性もございますので御了承ください。審議会の円滑な進行に御協力いただきたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 事務局より、問題ございません。

参考にお伝えいたしますが、本日の審議会の資料や受理報告された事業の図書につきましては、環境局のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

なお、傍聴者の皆様には、本審議会の傍聴用 URL を事務局から送付しており、そのメールに本日の資料等の URL が記載されておりますので、そちらから直接アクセスしていただけます。

○柳会長 それでは、次第 1 の「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果について第一部会長の奥委

員から報告を受けることといたします。それでは、第一部会長よりお願いいたします。

○奥第一部会長 それでは、資料 1 をご覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○事務局 はい。それでは、朗読いたします。

令和 6 年 10 月 21 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 奥 真美

「(仮称)府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会は令和 6 年 8 月 27 日に「(仮称)府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下調査計画書という）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測では、予測地点として住宅や配慮施設近傍を計画しているが、計画地は、北側に第一種低層住宅専用地域、南側は学校に接していることから、最大値出現地点のほか、北及び南側について予測地点を設けること。また、西及び東側についても、必要に応じ予測地点を設けること。

【水循環】

地下水については、計画地近傍での既存ボーリング調査結果から事業による影響はないとして予測事項とはしていないが、当該調査は調査後 40 年以上経過しており、地下水位の現状は不明確であることから、計画地における現在の地下水位を明らかにした上で、必要な場

合、地下水の水位及び流況の変化の程度について予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付表についてはご覧のとおりです。

以上となります。

○奥第一部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は令和6年8月27日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。本事業は、東京都府中市朝日町三丁目の調布基地跡地において、地上5階の店舗及び駐車場の整備を行う事業です。

主要な用途としましては、物販店舗、飲食店、駐車場、自転車駐車場となっており、延床面積は店舗部分が約45,000㎡、駐車場部分が約43,000㎡となっております。なお、駐車場台数は約1,650台となっております。対象事業の種類は自動車駐車場の設置でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。最初に【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、一般的にコンター図を用いて計画地周辺に与える影響の予測を行いますが、本事業では西側・北側に住宅街が広がり、南側に大学、東側に公園が存在しております。

そのため、敷地境界上の最大値出現が予想される地点はもとより、計画地周辺の配慮すべき施設等に近い地点においても、必要に応じて予測地点に含めていただくことを求めることといたしました。

次に【水循環】の意見ですが、水循環における地下水の水位及び流況の変化の程度については予測事項としておりませんが、その理由として、既存のボーリング調査結果から事業における影響はないことを挙げております。しかし、当該調査結果は調査から40年以上が経過しており、現在の地下水位の状況は不明確でございます。そのため、計画地における現在の地下水の状況を明らかにして、必要に応じて予測評価を行うことを求めることといたしました。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私のほうから、答申に含める必要はないのですが、1点コメントさせていただきます。

本調査計画書において、土壌汚染は選定しない項目となっておりますが、その理由として、本計画地は過去の土地所有者である財務省の資料により、「計画地全体を土対法に準じて概況調査を行っており、計画地域内に土壌汚染は確認されなかった」ためとされております。

しかしながら、調査計画書では、選定しない根拠となる財務省の調査についての詳細は示されていないことから、出典や調査内容を示した上で、選定の有無について判断いただきたいと思います。

答申とともに、事務局から事業者へお伝えいただきたいと思います。

特にほかに御意見がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○事務局 それでは、読み上げます。

6 東環審第31号

令和6年10月21日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書の答申について

令和6年8月27日付6環総政第303号(諮問558号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上となります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、続いて「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第二部会で審議していただきましたので、その結果について第二部会長の宮越委員から報告を受けることといたします。

それでは、第二部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 では、資料2をご覧ください。

はじめに、部会で取りまとめた答申案文について、事務局から朗読してください。

○事務局 はい。それでは、読み上げます。

令和6年10月21日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査・審議した結果は別紙のとおりです。

G L P昭島プロジェクトに係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和6年1月30日に「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

1 総括的事項

計画地が位置する昭島市は、水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきている地域である。また、計画地外ではあるが、今後、昭島市により、緑豊かな環境の維持を図る緑地保全地区として地区計画に定められる予定の代官山緑地が計画地に囲まれるようにして存在する。

本事業については、都民から、自然環境の喪失、交通量の増加に伴う環境影響、健康影響、渋滞及び事故の増加並びに周辺住民との話し合いの不足など多くの懸念が表明されている。

このことから、事業の実施に当たっては、豊かな環境を将来に渡り維持していくために、環境保全のための措置の徹底、継続的な検証と改善を重ねていくとともに、地域住民への丁

寧な説明や交通管理者等の関係機関との十分な協議など、地域と連携し、対策を検討していくことが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【大気汚染】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度について、いずれも評価の指標とした環境基準を下回っているものの、住民から交通量の大幅な増加に対する不安や、大気汚染物質の増加による健康影響への懸念が示されている。

そのため、周辺住民に対し、大気汚染物質の濃度の変化について丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置の徹底を図ること、また、更なる環境保全のための措置を検討し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況においても環境基準値を上回る地点も存在し、工事用車両及び関連車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点がさらに増えることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の低減に努めること。

特に関連車両の走行による夜間の騒音・振動レベルの増加の程度が大きい地点も見られることから、周辺住民には騒音・振動の変化の程度について十分な説明を行うとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行うこと。

2 工事完了後の施設の稼働に伴う騒音は、評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は 24 時間稼働を行う計画であり、夜間の時間帯も含め騒音の増大が懸念され、周辺に住宅地も存在することから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。

【騒音・振動、生物・生態系 共通】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の最大値がオオタカの営巣が確認されている代官山緑地の北側に出現するため、オオタカへの影響が懸念される。加えて、騒音の予測地点の高さは地上 1.2m であり、オオタカが営巣する高さでは建設作業騒音がさらに大きくなる可能性があることから、必要に応じて騒音の高さ方向の予測・評価を行った上で、適切な環境保全のための措置について検討すること。

【土壌汚染】

土地利用の履歴等の調査から、計画地の一部では土壌が汚染されている可能性が否定できないため、工事開始前までに土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適切な手続きを実施するとしているものの、住民から土壌汚染と地下水汚染への懸念が示されていることから、周辺住民に対し、土壌汚染対策法等に基づく調査結果等の内容を丁寧に開示、説明すること。

【地盤、水循環 共通】

1 本事業では、計画地内で想定される雨水表面流出量の全量を浸透させるための雨水浸透施設を設置する計画としているが、土地の表面の被覆形態等も大きく変化し、地域の水循環への影響が懸念されることから、地下水面や流向等の地域の地下水の状況を詳細に把握した上で、その具体的な設置場所や規模、構造等を検討すること。

2 本事業により地下水の水位に影響を及ぼす可能性は小さいとしているが、地下水涵養量等が変化し、浅層地下水に影響を与える可能性がある。そのため、周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を継続的に監視しながら、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。

3 計画地は、水道水として深層地下水を 100%利用しており、地下水に対する関心が非常に高い地域である。また、住民からも水道水源への懸念が示されていることから、計画地内にある既存の深井戸について、その状況を把握し、必要に応じて水位等のモニタリングの実施等、環境保全のための措置への活用について検討すること。

【生物・生態系】

1 代官山緑地北側などに現地形を生かした残地部を確保し、移植や新植により代官山緑地と玉川上水緑道の樹林がつながる緑のネットワークを形成する計画とするとしているが、事業の実施により緑の量が大きく減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。そのため、玉川上水等の周辺の緑地等とのつながりや、利用する生き物に配慮した樹種や配置等を計画するとともに、良好な環境を保持するため、工事完了後における適切な維持管理の方法を検討すること。

2 本事業ではアニマルパスや自然環境に配慮した池を整備する計画であるが、その詳細が不明であることから、保全目標とする種を明らかにし、その生息（育）環境への影響を緩和するための適切な保全措置となるよう、事例や専門家の意見等を参考に詳細に検討すること。また、継続的なモニタリングと順応的管理を行い、現在の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。

3 計画地に隣接した代官山緑地でオオタカの営巣、繁殖が確認され、計画地の一部も営巣中心域として利用されていることから、工事の実施に際してはその行動をモニタリングしながら可能な限りの配慮を行うとともに、工事の完了後においても、事業の実施に伴う影響の調査と併せて順応的管理を行い、良好な生息（育）環境を継続的に保全すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

工事の完了後は、開かれた緑地環境を広く一般に提供する計画であり、自然との触れ合い活動の場の持つ機能はより充実するとしているが、その利用方法によっては生物・生態系の保全に影響を与えることが考えられることから、緑地環境の利用方法について区分や目的を可能な限り明確にし、周辺自然環境への影響に配慮するよう努めること。

【日影】

評価の指標とした東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制の基準は満足しているものの、北側には低層の戸建て住宅が集中し、住民から日影の影響への懸念が示されている。

本事業は、敷地内に複数の建物を計画しており、図面が多岐にわたり、評価の内容が読み取りにくいいため、周辺住民に対し日影の状況を丁寧に説明するとともに、わかりやすい図書の作成に努めること。

【風環境】

計画建築物の位置及び配置の配慮により、計画建築物の建設後の風環境は、建設前から著しく変化しないとしているが、現況からの変化は一定程度生じ、住民から懸念が示されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【景観】

計画建築物の外壁は、玉川上水景観基本軸の景観形成基準に基づき、周辺景観との調和を図るとしているが、計画建築物の規模が大きく、また、住民からも景観の変化と圧迫感の増大に対する懸念が示されている。このことから、詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、計画地周辺の環境との調和に努め、眺望の変化や圧迫感の軽減を図ること。

【史跡・文化財】

計画地が隣接している史跡玉川上水は、江戸時代に武蔵野台地の田畑を潤す用水などとして、産業、生活、文化に重要な役割を果たしてきた。

この史跡玉川上水とその周囲の景観を保全するため、事業実施に先立ち、関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全のための措置を検討すること。また、工事の施行中及び完了後においては、保全の措置を確実に実施し、史跡玉川上水及び周辺環境に影響を与えないよう、十分配慮すること。

【廃棄物】

施設の供用に伴い多量の廃棄物が発生すると予測されていることから、テナント等に積極的に関与し、廃棄物の発生抑制の取組みを徹底させること。また、本事業で目標とする再資源化率は市の目標値等を基に設定しているが、類似施設の実績等を踏まえ、発生する廃棄物の種類に応じた目標値を検討し、それを達成するようテナント等へ働きかけるとともに、事後調査において発生量、再資源化率等を詳細に報告すること。

【温室効果ガス】

1 都では 2030 年カーボンハーフ、2050 年CO₂排出実質ゼロの実現に向けた施策を行っていることから、それらを鑑み、施設管理者として、施設稼働開始時のみならず将来の脱炭素化の推進に向けた方針を定めるとともに、太陽光発電量の増加を含め、最大限の再生可能エネルギーの導入に努めること。また、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくこと。

さらに、事後調査において、再生可能エネルギーの使用量も含めた施設の消費電力量について詳細に報告すること。

2 本事業では、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量が膨大であることから、より一層の温室効果ガス削減が求められる。

データセンターでは、PUEを省エネ法で規定する 1.4 として目標値を設定しているが、世界的な動向を踏まえ、可能な限り低い値となるよう努めるとともに、高効率なIT機器等の設備の導入など、最大限の省エネルギー化をテナントに働きかけていくこと。

また、冷凍冷蔵空調機器について、最新の技術を鑑み、可能な限りノンフロン機器若しくは最も温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を検討するとともに、適正な冷媒の管理に努めること。

付表についてはご覧のとおりです。

以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過についてご報告します。

本事業は、昭島市つつじが丘一丁目のＪＲ青梅線昭島駅の北側、西武鉄道拝島線西武立川駅の南側に位置する、約 58.8ha の既存のゴルフ場、ゴルフ練習場及び宿泊施設等の跡地において、物流施設及びデータセンターを主要用途とする建築物を建設するための土地の造成を行うものです。

対象事業の種類は、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成、自動車駐車場の設置及び工場の設置です。

本評価書案は、令和 6 年 1 月 30 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 4 回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることとしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市長である昭島市長、立川市長及び武蔵村山市長から意見が提出されています。この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されています。

なお、都民の意見を聴く会を令和 6 年 9 月 17 日に開催し、24 名の方の公述がありました。

本件の審議にあたり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成にあたりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることとします。

次に、答申案の内容について御説明します。

最初に【総括的事項】の意見ですが、本事業では、評価書案への意見や都民の意見を聴く会を通じ、自然環境の喪失、交通量の増加に伴う環境影響や健康影響、渋滞及び事故の増加並びに周辺住民との話し合いの不足など、多くの懸念が表明されています。

そのため、事業の実施にあたっては、環境保全のための措置の徹底や、継続的な検証と改善を重ねていくとともに、地域住民への丁寧な説明や交通管理者などの関係機関との十分な協議など、地域と連携し、対策を検討していくことが重要です。

こうしたことの中には、環境影響評価項目にない事項も含まれていることから、会長から提案があり、今回は総括的事項として答申に盛り込むこととしました。

次からは【項目別事項】の意見となります。

最初に【大気汚染】の意見ですが、工事用車両及び関係車両の走行に伴う大気質の濃度は評価の指標とした環境基準を下回っていますが、評価書案の表記が分かりにくく、住民に誤

解を与えているほか、交通量増加に対する不安などから、健康影響や保全の措置に対する実行性への懸念が寄せられています。

そのため、周辺住民に対し、大気質の変化の程度について丁寧かつ十分な説明を行うとともに、環境保全のための措置を確実にを行うことを求めることとしました。また、更なる環境保全のための措置を検討し、テナントに確実に実施させるための方策を具体的に示すなど、大気質への影響の低減に努めていただきたいと思います。

次に【騒音・振動】の意見ですが、まず1点目として、計画地周辺における道路交通騒音は、本事業の影響により環境基準値を上回る地点が増えることが予測されています。特に工事完了後における関連車両は24時間走行を予定しており、一部の調査地点は夜間の騒音レベルの増加の程度が大きく、道路沿道には住宅地も立地しています。そのため、周辺住民への影響に対して、十分な説明と、環境保全のための措置の徹底を求めることとしました。

2点目として、計画施設であるデータセンター及び物流施設は24時間稼働を予定しており、施設の稼働に伴う夜間の時間帯も含めた騒音の増大が懸念される一方、周辺には住宅地が存在しています。そのため、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めることを求めることとしました。

次に【騒音・振動、生物・生態系 共通】の意見ですが、建設機械からの騒音・振動レベルの敷地境界の最大値は代官山緑地の北側に出現すると予測されているため、代官山緑地に営巣するオオタカへの影響が懸念されます。

騒音の予測評価の高さは地上1.2mであり、音源や仮囲いの状況によって、オオタカが営巣する高さでは地上部より騒音が大きくなる可能性があり、環境保全措置を実施、検討する上で、高い位置での騒音の大きさなども加味する必要があると考えられます。

そのため、必要に応じて高さ方向の騒音の予測を行った上で、オオタカの活動時期も踏まえて、工事工程や建設機械の配置、施工方法などを含め、適切な環境保全のための措置を検討するよう求めることとしました。

次に【土壌汚染】の意見ですが、土地利用の履歴等の調査から、計画地内の一部で汚染のおそれがあることから、工事開始前までに法や条例に基づく適切な手続き、土壌のサンプリング調査を実施するとしています。

しかし、住民からは、土壌汚染と地下水汚染に対する懸念が示されていますので、土壌汚染対策法等に基づく調査結果の丁寧な開示、さらに汚染が確認された場合はその措置の方法等について、丁寧に説明していただくことを求めることとしました。

次に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、計画建築物の建築のための根切や杭打ちの深さは、最も浅い地下水位よりも高い位置であることから、地下水の水位や流動に影響を及ぼす可能性は小さく、また雨水浸透施設等の整備により、地下水涵養能の変化も小さいとしています。しかし、雨水浸透施設の設置計画が明確となっておらず、また地表面の被覆形態が大きく変わることから、浅層地下水の水位等に影響を与える可能性が否定できません。

そのため、1点目として、雨水浸透施設について、周辺地下水への影響に配慮し、地下水の流向なども考慮して位置や規模、構造等を検討することを求め、2点目として、周辺の井戸情報の把握に努めるとともに、浅層地下水の状況を継続的に監視し、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めるよう求めることとしました。

また、昭島市長から深層地下水への影響の調査を求める意見もあることから、3点目として、計画地内にある既存の深井戸について、その状況を確認し、水位等のモニタリングの実施など、環境保全のための措置への活用を検討することを求めることとしました。

次に【生物・生態系】の意見ですが、1点目として、本計画では緑の量が大きく減少する計画であることから、生物・生態系への影響の低減のためには緑の質が重要となります。そのため、周辺の緑地等とのつながりや利用する生き物に配慮した樹種や配置等を適切に計画し、明らかにするよう求めることとしました。また、緑地の利用方法に応じて維持管理の手法は異なることから、適切な維持管理の方法を検討して良好な環境を将来にわたり保持するよう求めることとしました。

2点目として、アニマルパスや自然環境に配慮した池の整備などが計画されていますが、より生物に利用されやすい形での整備がなされるよう、十分に検討していただく必要があります。

そのため、保全目標とする種を検討し、その生息・生育環境への影響を緩和するために適切なものとなるよう、事例や専門家の意見等を参考に詳細を十分検討していただくこと、また、生物影響には不確実性が伴うため、事業の影響を継続的にモニタリングして検証し、必要に応じた改善、再検討を実施するなど、順応的管理に努め、将来にわたり自然環境を保全することを求めることとしました。

3点目として、本計画ではオオタカの営巣中心域の一部を改変することから、工事の実施に際しては環境保全のための措置を徹底し、その行動をモニタリングしながら可能な限りの配慮を行うこと、また、オオタカは生態系の上位種であり、その生息・生育環境を守るとは食物連鎖を含んだ生態系全体を守ることにつながりますので、工事の完了後においても事

業の影響を継続的にモニタリングして検証し、順応的管理を行うことで、良好な生息・生育環境を継続的に保全していくことを求めることとしました。

次に【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】の意見ですが、計画地は自然との触れ合い活動の場である玉川上水緑道と代官山緑地に面し、それらをつなげる開かれた緑地環境を整備し、一般に提供することで、自然との触れ合い活動の場の持つ機能はより充実するとしています。隣接する代官山緑地など、開かれた緑地環境と保全される環境が近い位置に存在することになります。

また、計画地内に整備する北側公園や散策路等の緑地は生物・生態系の生息・生育環境と重複するため、緑地環境の利用方法について区分や目的、条件などを明確にし、適切な計画を立てることで周辺環境への影響に可能な限り配慮することを求めることとしました。

次に【日影】の意見ですが、計画地の北側には低層の戸建住宅が集中し、市長及び住民からの意見においても、日影の影響に関する懸念が示されています。予測・評価において、評価の指標とした日影規制の基準は満足していますが、評価書案には複数の予測結果の図面が掲載されており、その目的や条件の違いなどが十分には説明されていません。そのため、周辺住民に対し、日影の状況を丁寧に説明するとともに、わかりやすい図書の作成に努めることを求めることにしました。

次に【風環境】の意見ですが、本事業では、計画建築物のセットバックや、分棟・雁行配置、残存緑地の確保などにより影響を低減するとし、また、樹木の移植及び新植により、更なる風の低減効果が見込めるとしています。

しかし、住民からは、福祉施設近辺などの複数の地点で計画建築物の完成前と完成後で風環境が変化する地点があることについて懸念が示されていますので、工事完了後の環境保全のための措置を徹底するとともに、適切な事後調査地点を選定して事後調査を行い、それらの効果を確認し、必要に応じて適切な対策を行うよう求めることにしました。

次に【景観】の意見ですが、計画されている物流施設は高さが 40～55mと高く、目の前に出現する建物による景観の変化や圧迫感に関する懸念が示されています。

建物の意匠は、眺望景観はもちろん、圧迫感にも影響しますので、外壁の意匠や景観に関わる植栽の計画については、地域関係者と協議しながら詳細に検討し、玉川上水などの樹木を中心とした景観や市街地景観など計画地周辺の環境との調和に努めることで、眺望の変化や圧迫感の軽減を図ることを求めることとしました。

次に【史跡・文化財】の意見ですが、計画地が隣接している史跡玉川上水は、江戸時代に

現在の東京の東側では上水などとして江戸市中の生活や文化の発展に寄与し、西側では武蔵野台地の田畑を潤す用水などとして分配され、東側、西側の双方の発展にとって重要な役割を果たしました。玉川上水とその周辺の景観を後世に受け継いでいくことは、都市環境にとって極めて重要だと考えます。そのため、工事中は確実に環境保全のための措置を実施し、工事の完了後においても史跡に影響を与えないよう、計画地の維持管理を適切に行っていくことを求めることとしました。

次に【廃棄物】の意見ですが、供用後の物流施設から発生する事業系一般廃棄物は、昭島市の公表量の約半分に相当すると予測されており、施設管理者として発生抑制をテナントに徹底させる必要があります。

また、供用後の再資源化率など、都や市が設定している目標値を使用していますが、事業系一般廃棄物のうち約半分を占めると予測している段ボールは、一般的に高い回収率を示しているものです。そのため、発生する廃棄物の種類に応じ、実態に近い形での再資源化率等の目標値を検討し、その達成に向けた働きかけを行うよう求めることとしました。加えて、事後調査において発生量や再資源化率等を詳細に報告していただきたいと考えます。

最後に【温室効果ガス】の意見ですが、1点目として、本事業では施設の稼働に伴い多量の温室効果ガスの排出を見込んでおりますが、東京都では「ゼロエミッション東京」などの施策を行っており、事業者にはそれら施策に協力して、より一層排出量を削減することが求められます。

また、太陽光発電を導入するとされていますが、施設全体の電力使用量と比較するとその発電量は少ないため、可能な限り発電量を増やすとともに、再生可能エネルギーを導入するよう努め、テナントへ働きかけを行うよう求めることとしました。さらに、施設の消費電力量などを事後調査において詳細に報告していただきたいと考えます。

2点目としまして、特にデータセンターについては、エネルギー消費量が非常に多い施設であるため、世界の動向も踏まえ、PUEの目標値は省エネ法の規定値よりも抑えた計画としていただきたいと考えます。

また、テナント誘致にあたっては、入居企業に、より高効率の機器が導入されるように事業者から働きかけることで最大限の省エネルギー化を進め、さらに、ノンフロン機器や最も温室効果が低い冷媒を使用した冷凍冷蔵空調機器の導入、遠隔監視等による冷媒の管理を徹底し、温室効果ガスの削減に努めることを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等はございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 表現で気になったことがございまして、例えば生物・生態系などで、2番ですかね。「詳細が不明であることから・・・詳細に検討すること」となっていて、その後の対応がいまひとつはっきり明記されていないようにも見受けられるように感じました。

「事後調査において詳細に報告すること」という表現は非常にアクションが見えるのですが、「不明瞭である」ということに対して「検討すること」というだけで閉じるのは少し弱いのかと思っていまして、きちんと「評価書の中で記載すること」であるとか、「事後調査計画に位置づけること」ということまで含めてきちんと理解していただきたいと考えております。

このあたりは、事務局から事業者に伝えていただくのが一つの方法としてあると思うのですが、可能な限りそういうような表現ができるようであれば、そういったことは反映していく必要があるのではないかなと感じた次第です。

○柳会長 ありがとうございます。事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 今回は事務局から事業者のほうに報告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきますが、一言発言させていただきます。

本事業は、第二部会において4回の審議を重ね、答申案をまとめさせていただきました。

今回の答申では、評価項目とした14項目のうち、電波障害を除く13項目にわたって幅広く記載したことに加えて、先ほど第二部会長からの説明にもありましたように、地域住民の意見も踏まえ、地域との連携といった評価項目に含まれない事項を総括的事項として盛り込みました。

事業者におかれましては、こうした答申の背景を十分に御理解いただき、評価書への反映

をしっかりと行っていただくとともに、住民への丁寧な説明などにも取り組んでいただきたいと思います。

また、都民意見にもありましたが、評価書案の記載において、誤記や、内容が分かりづらい表現が散見されました。こうした誤記等は評価書において修正や表現の工夫等をしっかりと行い、分かりやすい評価書の作成に努めていただくようお願いいたします。

さらに、工事中や工事完了後にわたり、モニタリングやその結果に基づく環境保全措置の検討を行うとする事項がありますので、これについては今後しっかりと検討していただくとともに、事後調査報告において適宜審議会に報告いただくようお願いいたします。

それでは、答申書を読み上げてください。

○事務局 はい。それでは、読み上げます。

6 東環審第 32 号

令和 6 年 10 月 21 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価書案について（答申）

令和 6 年 1 月 30 日付 5 環総政第 545 号（諮問第 554 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上となります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次第の 2 の諮問に入ります。諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料 3 をご覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

6 環総政第 365 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 6 年 10 月 21 日

東京都知事 小池 百合子

諮問第 559 号「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案

以上です。

○柳会長 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室をお願いいたします。

(事業者入室)

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。準備ができましたら御説明をお願いいたします。なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せてほかの出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 東京二十三区清掃一部事務組合建設部推進担当課長です。

○事業者 環境影響評価の担当をいたしました国際興業株式会社です。よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、世田谷清掃工場建替事業の事業概要について御説明させていただきます。こちらの灰色の環境影響評価書案の本編を用いて説明させていただきます。

それでは、本編の 1 ページをお開きください。1. 事業者の名称ですが、東京二十三区清掃一部事務組合です。以降、略称で当組合とさせていただきます。当組合は、一般廃棄物の中間処理を 23 区が共同で行うために設置した特別地方公共団体です。中間処理とは、可燃ごみの焼却や、不燃・粗大ごみの破碎選別等の処理になります。ごみの収集運搬は 23 区が実施し、埋立て処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で当組合は東京都や 23 区と連携して清掃事業を進めております。

続きまして、2. 対象事業の名称は、世田谷清掃工場建替事業。事業の種類は廃棄物処理施設の設置になります。

3. 対象事業の内容の概略です。東京都世田谷区大蔵一丁目に位置する既存の世田谷清掃工場は、平成 20 年 3 月に竣工し、処理能力が 1 日 150 t の焼却炉が 2 炉と、1 日 60 t の灰溶融炉が 2 炉の清掃工場で、本事業は、これの建替えを行うものです。

計画地面積は約 3 万 m²。工事期間は令和 8 年度から令和 14 年度としております。処理能力は 300 t の焼却炉が 2 炉の日量 600 t としております。なお、灰溶融炉については、スラグ需要の見通しや溶融処理にかかるコスト面などを考慮し、建替えに合わせて廃止します。

主な建築物として、工場棟は鉄骨造で一部鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造

とし、高さが約 37mとなります。煙突につきましては、外筒が鉄筋コンクリート造、内筒がステンレス製で、高さが約 100mとなります。

続きまして 15 ページをお開きください。6.1 事業の目的でございます。当組合では、「一般廃棄物処理基本計画」を令和 3 年 2 月に改定しております。以降、略称で「一廃計画」とさせていただきます。この一廃計画では、循環型ごみ処理システムの推進に向け、効率的で安定した全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めています。

一廃計画はほぼ 5 年ごとに改定され、令和 3 年 2 月の改定では、計画期間を令和 3 年度から令和 16 年度までとしており、施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から、長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和 17 年度の工事予定や焼却余力を見据えて、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしています。

現在の世田谷清掃工場は、建設から 16 年が経過しておりますが、現行のガス化溶融炉の耐用年数や整備手法などを検討した結果、20 年程度稼働し、その後建替える整備手法が優位となったことから、世田谷清掃工場は令和 8 年度から建替えることとしました。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、日量 600 t といたします。

58 ページ、6.5.2 地域住民との取組みをご覧ください。

令和 3 年 10 月に建替事業を開始するに当たり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明いたしました。その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、令和 4 年 5 月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民の方々に対する住民説明会を行い、建替計画について御意見をいただきながら、令和 4 年 8 月に「世田谷清掃工場建替計画」の策定に至っております。

新しい世田谷清掃工場は、基本コンセプトを「環境にやさしく信頼される清掃工場」とし、基本方針として「環境に配慮した施設」、「エネルギーを有効利用する施設」、「区民の生活を守る施設」、「区民に親しまれる施設」を掲げ、環境にやさしく信頼される清掃工場を目指してまいります。

それでは、戻りまして、次に 16 ページをお願いします。こちらは本事業の対象となる計画地を示した広域の図になります。図の中央の黒枠で示している部分が計画地になります。

17 ページは航空写真になります。計画地は環状 8 号線に面した都立砧公園の北側に位置しております。

18 ページをお開きください。こちらが計画地の拡大図になります。計画地の南西には熱供給をしている世田谷区施設の世田谷美術館があり、こちらは建替え後も熱供給する計画としています。

23 ページをお開きください。建替工事完了後の施設計画図です。煙突は現在の位置とほぼ同じ位置とし、焼却炉がガス化溶融炉から火格子焼却炉になることや、最新の公害設備の導入による機器の拡充により、工場棟が北と東へ大きくなっております。

27 ページをお開きください。こちらは完成予想図となります。

続きまして 28 ページをお開きください。こちらは既存工場と建替え後の比較を示しております。施設規模は、1 日に 150 t 処理できる焼却炉が 2 炉に対して、建替え後は 1 日に 300 t 処理できる焼却炉が 2 炉になります。

30 ページと 31 ページに建替え後の全体処理フロー図を記載しております。簡単にご説明いたしますと、ごみ収集車がごみを降ろすところをプラットフォームといいます。降ろしたごみはごみバンカに溜められた後、ごみクレーンで焼却炉に導入されます。

ごみは焼却により衛生的に処理はされますが、その過程で有害物質が発生します。当組合の工場では、その対策として、まず焼却炉設備によりごみを 800℃以上の高温で安定的に燃やすことで、ダイオキシン類の発生を抑えます。また、排ガス処理設備により、排ガス中の有害物質を除去いたします。

また、排ガスは煙突で約 100m の高さから排出し、十分にきれいにした排ガスをさらに薄くしています。焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰と飛灰に分けられ、主灰は灰バンカ、飛灰は固化物バンカにそれぞれ貯留され、搬出されます。

34 ページをお願いいたします。エネルギー計画と給排水計画になります。はじめにエネルギー計画になりますが、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して高効率発電を行うとともに、施設内で使用する給湯用の熱源として利用するほか、敷地外にある世田谷美術館へ熱供給を行います。

ごみの発電量は年間 11,381 万 kWh。場外への熱供給量は年間 9,638GJ となります。なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は年間 8.9 万 kWh となります。

給排水計画に移ります。本事業における給水は上水としております。また、建築物の屋根等に降った雨水は雨水貯留槽を経て構内道路散水などとして再利用することを計画しており

ます。

続いて 35 ページをお願いいたします。緑化計画となります。世田谷区みどりの基本条例等に基づき、敷地面積の 30%にあたる約 9,211 m²以上を緑化します。

また、世田谷区みどりの基本条例、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の基準を遵守するとともに、東京都環境確保条例、東京都環境基本計画及び世田谷区緑の基本計画 2018 年度～2027 年度の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努めてまいります。

37 ページをお願いいたします。施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥があります。これらの廃棄物は最終処分場へ運搬し、埋立処分しております。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行います。

38 ページをご覧ください。工程表を記載しております。工事は約 6 年間で予定しております。工事の主な工種ですが、準備工事、解体工事・土工事、躯体・プラント工事及び外構工事となります。

次に 59 ページをお開きください。環境影響評価項目です。選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水環境、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの 11 項目になります。

影響の内容に応じまして、工事の施行中、そして工事の完了後について、予測・評価を行っております。

次に、463 ページをお開きください。本事業実施が環境に影響を及ぼすと想定される地域となります。予測の範囲としては、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲、計画地から半径 1 km の範囲としています。

最後に、事業計画の具体化に伴い、調査計画書から一部修正をしております。修正内容につきましては、465 ページから 468 ページにかけて記載しております。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御質問等はございますか。具体的な審議は今後の第一部会で行っていただきますが、本日の諮問に当たっては、ただいま事業者より説明のあった事業計画に関する内容などを中心に質疑応答していただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、宮越部会長からどうぞ。

○宮越委員 御説明ありがとうございました。

私からは、現況の建物と計画の建物についてお伺いしたいのですが、22 ページに既存の施設配置図と施設計画図が掲載されていますが、これを見ると、煙突の部分の敷地面積が大きくなっていると思うのですが、これ、実際に煙突が太くなるという理解でよろしいですか。

○事業者 煙突のほうですね。エレベーター等の設置により、太くなるように想定しております。

○宮越委員 そうですか。煙突の、前のページの 21 ページに表として現在と工事完了後で比較が出ていますが、これを見ると煙突の高さは変わらないと書いてあるのですよ。太さが変わることはどこかに書いてありますか。もし書いてないのであれば、その情報も加えていただいたほうが親切かと思いました。

○事業者 はい、分かりました。

○柳会長 それでは、続いて羽染委員、どうぞ。

○羽染委員 コメント 1 点と質問 1 点あるのでよろしくお願いします。

まず 1 点目は、1 ページの 3 の「対象事業の内容の概略」という項目があって、文章が 5 行ぐらい書いてあって、下に表として概略の表が出ているのですが、文章、このページというのは、忙しい人は最初と最後ぐらいしか読まないと思いますので、この 1 ページで全体の事業を把握したいと思うと、なかなか理解できにくい。

先ほど説明がありましたように、300 t から 600 t に規模が大きくなって、灰溶融はやりませんというのは、15 ページとか事業の目的とかまで読み込まないと、間に評価の結論とか、いろんな項目があって、なかなかそこまでとり着かない人が多いと思います。

なぜ倍になって灰溶融を止めるのかというのは、この 1 ページを忙しい人が見たら、なかなか分かりにくいのではないかということで、先ほどの事業内容の概略を最初のページに評価書の段階では入れたほうがよろしいのではないかというのがコメント 1 点です。

もう 1 点は、解体工事をされるということですが、煙突は前工場の外壁、外側のコンクリート壁を再利用して今の工場は使っていると理解しましたが、2 代続く外壁を全撤去すると理解しましたが、そこに石綿が塗り込められているというふうな表現があるのですが、

その石綿というのはどういう形状でコンクリートと結合しているのかというところと、解体のときにどういう形状で、まずその石綿が入っている高さとか、途中までしか入っていないみたいですが、そういう石綿を考慮した解体、飛散しないような解体をどのように計画され

ているのかというのが質問です。2点教えてください。

○事業者 それでは、先に解体方法のほうから説明させていただきます。解体方法は、今後、入札で業者が決まってくるといったことになります。その業者から提案等を受けながら解体方法については決まっていくという形になります。ただし、法令等は遵守して解体を進めていく形になるかと思っております。

もう1点は、アスベストがどのあたりに含まれていたかというような質問でしたでしょうか。アスベストは、現在、工場棟の外壁及び煙突の外壁を調査したところです。その結果、煙突の外壁の下地の部分にアスベストが含まれているという報告があります。

○羽染委員 煙突の外壁の下地というのは、具体的にはどういう。

○事業者 塗装ですね。塗装の下地です。

○羽染委員 塗装の下地。コンクリートがあつて、塗装剤があつて、その間に入っているという理解でいいですか。

○事業者 そうです。

○羽染委員 それを解体するときというのは、どういうふうに解体されるのかというのを教えていただきたい。

○事業者 先ほど申したように、今後、事業者の提案で決まっていく形になるかと思っております。

○羽染委員 その解体のときに石綿が飛散しないかということが懸念されますので、事業者はきちんと管理をしていただければと思います。

最初の質問は、コメントのところはいかがでしょうか。1ページ目に。

○事業者 1ページ目に概要を評価書のほうで反映させていきたいと思っております。

○羽染委員 よろしく申し上げます。

○柳会長 続いて堤委員、どうぞ。

○堤委員 御説明ありがとうございました。

今日御説明いただいた資料の34ページ目に、エネルギー計画について記載をしていただいておりますが、もう現状の建物でも世田谷美術館への熱供給はされているということで、この新しく建つ建物のエネルギー計画が現状の建物と比べてどうなのかというような記載というのはどこかにありますでしょうか。

○事業者 資料編はお持ちでしょうか。こちらの219ページのほうに、計画施設と既存施設の比較という形で載せていただいております。

○堤委員 分かりました。ありがとうございます。こういったところも御説明いただけると分かりやすいかと思いますので、本書のほうにもぜひ、もし可能であれば御記載いただくなど御検討いただければと思います。

○事業者 評価書のほうで対応させていただきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 事業に関する基本的なことについて確認させていただきたいと思います。

まずは、1 ページで、工場棟の高さが 37m となっています。ただし、敷地の土地利用からの情報を見ると、372 ページのところを見ると、こちらには高さ制限があるようでして、最大高さが 31m のようですが、こちらについて何か検討した上で 37m になっているかどうかについて、教えていただけないでしょうか。

○事業者 世田谷区のほうで特例というものがございまして、そちらを適用することで 31m を 37m にできるといったことになります。

○玄委員 分かりました。それであれば、土地利用データを示すところで、そういった特例のほうも含めて書いていただけると助かります。

○事業者 分かりました。評価書のほうで対応させていただきます。

○玄委員 分かりました。

もう 1 つ、22 ページと 23 ページ目を見ていただきたいと思います。こちらから見ると、工場棟は現在と比べて、今後は東側のほうで大きくなっているように見えるのですね。実際、先ほど 372 ページを見ると、道路を含む両側が防火地域になりまして、ちょうどそういったところぎりぎりまで建物が大きくなるようですので、建物もその防火区域の中に含まれるかどうかを教えてくださいませんか。

もし建設予定であるこの工場棟が一部防火地域に含まれるようであれば、そちらの建物に使う材料までも耐火材など対策にしないといけないと思っています。お願いします。

○事業者 隣に走っています環状 8 号線という道路がありまして、こちらから工場の敷地側に 30m の地点が防火地域といった形となります。

○玄委員 そうすると、今回の建物はそちらの範囲の中に含まれないという理解で大丈夫ですか。

○事業者 含まれないということです。

○玄委員 分かりました。私のほうからは以上です。

○柳会長 それでは、続いて高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 よろしく申し上げます。

1つ質問です。今回のアセスメントの評価の対象として、工事完了後の施設の稼働による低周波音は対象とされてないのですが、一般的にはごみを燃焼させるときの燃焼音には低周波音がたくさん含まれていると思います。

その低周波音を対象としない理由として、評価書案の 63 ページに、現在の施設とそれほど変わらない施設となるということと、現状で問題になるような低周波音が測定されていないので、おそらく建替え後も大丈夫だろうという理由が書かれているのですが、可能であれば、この理由はこの理由として分かるのですが、一応実際に予測・評価をしていただいて、数値として出していただいて、大丈夫だねと明確にさせていただいたほうが良いと思うのですが、その辺はしていただく可能性はあるでしょうか。その点、お尋ねします。お願いします。

○事業者 現況の調査の中で、計画地から半径 100mの範囲まで測定を行っております。その中で最大 87dB ということで、ISOに規定されています音圧レベル 100dB を下回っているといったところを確認されています。

アセスの評価等には入れるということは考えてないのですが、事後調査の中でも、新しい施設が稼働した後にこちらの測定のほうを再度行って、影響がないというところは確認しておきたいとは思っております。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。そうですね、事後調査等で折に触れてそういうふうに調査していただけるとありがたいと思います。

○柳会長 それでは、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 いくつか質問がありまして、まず、電力使用量が 2,048 万 kWh/年で、ゴミ発電で 11,381 万 kWh/年、加えて太陽光発電も行われるということなので、基本的に電力はもう施設内で賄えるという理解でよろしいのでしょうか、というのが1つ目の質問で、かつ、その余った分についてはほかに供給されるという。つまり、熱だけではなくて電力もほかに供給されるという、そういう理解でよろしいのでしょうかというのが1つ目です。

2つ目は、8.9 万 kWh/年、太陽光発電されるということで、35 ページを拝見すると、施設の屋上部分の半分ぐらいに太陽光発電を、太陽光パネル搭載されるように見えるのですが、これが最大限なのか、もう少し行けるのかというところを伺いたいというのが2点目です。

3点目が、いろいろ発電面については計画されているので特に問題ないようにも思うのですが、それでも温室効果ガス排出量、もちろん既存の施設に比べると削減されていますが、

まだ 63,845 t/年出るということですので、この部分について何か削減の工夫などされるのでしょうかという、この3点の質問お答えいただければと思います。

○事業者 まず1つ目の、電力、発電していますが、そちらの電力で施設内の電力を賄うかという点ですが、こちらはごみ発電で発電した電力で清掃工場のプラント等の電力は賄っていきます。また、それでも余剰電力として余りますので、そちらについてはおそらく売電という形になっていくかと想定しております。

3つ目ですが、確認させていただきたいのですが、27 ページのパスを見て、このような太陽光パネルの配置になるかという御質問でしょうか。

○渡邊委員 はい。

○事業者 こちらは、あくまでもまだ現段階のイメージ図という形になっております。こちらでも最終的に、今後業者が入札によって決まっていくのですが、その中で太陽パネルを入れるのか、もしくは屋上緑化するのか、そういった提案をいただいていくところで、最終的にはその段階にならないと分からないといったところになります。以上です。

○渡邊委員 そうすると、それは8.9万kWh/年というのは、8.9万は入れるということですか。どこに置くかは別として。それともそれは業者次第、これからの計画次第、そういうことですか。

○事業者 そうということですね。どこに配置するかというのは、まだ今の段階では正確に決まっていないということです。

○渡邊委員 どこに配置するかは決まっていないが、9万kWh ぐらいは入れるという、そういうことですか。

○事業者 はい。

○渡邊委員 分かりました。

あと、それでも温室効果ガスが出てしまうのですが、その削減について何か計画をされるという予定はありますでしょうか。

○事業者 そうですね。建設工事の中ですと、高効率の電動機の採用ですとか、あと省エネ機器、LED、そういった機器を導入することで、CO₂の削減には努めてまいりたいと考えています。

○渡邊委員 分かりました。その部分も含めて、どうしても出てしまう排出量についてどのように削減していくのかということも含めて、評価書の中には入れていただきたいなと思うところですが、要望としてお伝えします。

○柳会長 渡邊委員の質問に関連してですが、私のほうから1点、質問させていただきたいのですが、今、二十三区清掃一部事務組合では、板橋清掃工場でC C Sの可動式のもので回収をやっておりますよね、実証試験で。それは二酸化炭素を回収するという、C C U Sに活用するものと理解しておりますが、この世田谷清掃工場では特にその試みはされないのでしょうか。

○事業者 こちらは事業者からの要求ということで、C O₂回収の技術開発を協力してほしいといったところから出ている話です。まだ清掃工場におけるC O₂の回収技術といったものが定着していないといいますか、確立されていないといったところですので、まだ現段階では考えていないということです。

○柳会長 そうですか。ただ、ヨーロッパではもうそれが主流化しておりますので、日本が非常に遅れている点だと思います。これからのメインは清掃工場からのC O₂の回収が中心になると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

それから、チャットのほうで質問が出ておりますので、事務局のほうで質問していただけますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 事務局より、水本委員より質問をお預かりしておりますので申し上げます。

「特に世田谷美術館を中心に砧公園あたりの景観変化について、計画をもう少し詳しく御説明いただきたいです」。

以上になります。

○事業者 世田谷区に風景づくり条例というものがございまして、こちらに基づいて周辺環境に調和するような色彩ですとか、そういったものを取り組むように計画していきたいと考えております。

○柳会長 水本委員、よろしいでしょうか。

砧公園あたりの景観変化の計画をもう少し詳しく説明してほしいということに対する回答がありました。

○藤間アセスメント担当課長 事務局です。「美術館は特に眺望も大切なので、眺望に関する計画をもう少し詳細に聞きたい」ということですが。

○事業者 清掃工場の中に煙突がございまして、こちらのデザインについては、旧工場の頃からですが、世田谷美術館、砧公園から一連としてあのあたりの環境に調和した形でデザインされたものです。こちらの煙突のデザインにつきましては、住民の皆さんからの御要望も

あるのですが、そのデザインを継承するといった形で計画はしているところです。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 事業計画に関して、3つございますが、1点目は非常に極めてシンプルな質問でして、この清掃工場の建替えにおける環境配慮ですとか地域配慮のコンセプトみたいなものを何かお持ちであれば、それを具体的にお教えいただきたいというのが1点目です。

もう1点は、アセスの評価書案の36ページになりますが、緑化計画の一部で除却する樹木という図面が図の6.2-13にあります。これは、工場棟の位置が一部ずれるような工事で、この除却する樹木は非常に多く見えるのですが、緑の丸が全部除却されるものという理解するべきものなのかを教えてください。

3点目は、水循環のところになりますが、表面流出の差分がゼロになるので、妥当な流出抑制の対策が図られているというような記述があるのですが、この地域の豪雨対策で言うと、谷沢川、丸子川の流域になっていて、強化流域の1つだと思うのですよね。それでプラスマイナスゼロでなんかポジティブな貢献をしているとは、弱いのではないかと思います。

雨水の処理フローなんかを拝見すると、建物汚水は貯留槽に入れて道路散水とかで結局下水になっちゃうと思うのですよね。

このあたり、もう少しグリーンインフラを進めている世田谷区ですので、緑地において活用するとか、そういうようなポジティブな浸透促進をしていく必要があるのではないかと思います。そのあたりの考え方を教えてください。

○事業者 まず建替えのコンセプトですが、58ページをご覧ください。下から4行目のところですが、世田谷清掃工場のコンセプト関係をまとめさせていただいております。

4点ほど細かく方針として挙げておりまして、環境に配慮した施設ですとか、エネルギーを有効活用する施設。あと、区民の生活を守る施設、それから区民に親しまれる施設といったところで、基本方針として4点ほど挙げさせていただいております。

それから樹木の件ですね。36ページにございましたが、こちらの36ページで、緑で丸印されたところですが、こちらは除去の可能性があるものを丸で示させていただいたところです。工事ですらでも、一旦移植ですとか、そういったことをしなければいけないといったもの、そういったものを示しております。

最終的な話が除去ということでありまして、専門家に見ていただいて移植することが耐えられるような樹木であれば、一旦移植といったようなことも考えられるかと考えております。

それから、水循環のお話がありました。雨水のほうのお話があったかと思うのですが、基本的に建物の屋上に降った水については雨水貯留槽のほうに貯めまして、道路散水等での再利用を考えております。

それから、アスファルトの道路等に落ちたものについては、初期雨水につきましては、汚水処理設備で一旦処理した後に下水放流。それ以外の部分については雨水貯留槽に入れていくといった形で、その後は分流式の雨水管に流すといった計画となっております。

○横田委員 1点目は、環境に配慮した施設という、その環境に配慮というところの具体的なコンセプトを伺いたかったのですが、何かそういった建替えにおける環境配慮のコンセプトというのはございますかということだったのですが、いかがでしょうか。

○事業者 今手元に資料がないのですが、建替計画というものを令和4年度に作成しているのですが、その中で詳しく書いているところですが、すみません、今建替計画を持ち合わせてなくて、すぐに回答ということができない状況です。

○横田委員 1点目、2点目、3点目全て環境配慮として敷地計画の中とあと工事段階での取組みが求められることかと思いますので、第一部会のほうで具体的に教えていただきたいと思います。

○事業者 すみません、今インターネットのほうで計画のほう、見ることができましたので、回答させていただきたいと思います。

環境に配慮した施設という1つ目の方針に対しましては、緑地帯の整備、それから周辺環境に配慮するとともに最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を低減していくといったことになります。

2点目につきましては、エネルギーを有効利用する施設ということで、ごみ発電を行っていますが、ごみ発電によるエネルギーの有効利用を図るとともに、地域への熱供給として還元するといった点です。

それから3つ目の区民の生活を守る施設といった点ですが、こちらにつきましては、ごみの中間処理を確実に実施するため、安定して稼働するとともに、災害時にも機能が維持できる施設とする。

それから4点目の区民に親しまれる施設ですが、区民に親しまれ、かつ周辺と調和する色彩を用いるとともに、環境学習の場となる見学空間を持つ施設とするといったことで、計画の中で決めております。

以上となります。

○横田委員 緑地帯の整備なんかもありましたが、それで除却する樹木が中心というのは、なんかよりポジティブなことをやらないと整備という形にはならないと思いますので、ポジティブな部分を具体的にまた第一部会等で教えていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○藤間アセスメント担当課長 事務局より申し上げます。本件に関してのスケジュールでございますが、評価書案の縦覧期間は10月11日から11月11日まで。都民等からの意見募集期間は11月24日までとなっております。

評価書案につきましては、意見募集期間終了後に事業者から見解書が提出された後に部会審議となります。よろしくお願いいたします。

○柳会長 分かりました。事務局から説明があったとおり、本件は事業者から見解書が提出された後に部会審議となりますので、担当部会の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

資料4をご覧ください。10月の受理報告は、事後調査報告書2件、変更届4件を受理しております。区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

以上となります。

○柳会長 それでは、次に、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」の事後調査報告書(工事の施行中その2)及び変更届については委員から助言が出てきております。

本件は事業者に出席していただき、事後調査報告書及び変更届の説明をしていただくことになっておりますので、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

それでは、本日の進め方などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 事務局より申し上げます。

本日の進め方ですが、本件につきましては、メディアなどから、提出された事後調査報告書等の取扱いに関する問合せがあったことから、通常の受理報告では省略しておりますが、最初に、提出済事後調査報告書等の取扱いについて事務局から説明したいと考えております。その後、事業者から事後調査報告書等の内容と、委員からの助言に対する回答を説明してい

たきます。その後、質疑応答いたします。

それでは、事務局より説明いたします。取扱いの説明の前に、まずは前提となる環境影響評価制度やこれまでの経緯について説明を申し上げます。

まず環境影響評価ですが、東京都環境影響評価条例第7条に規定があるとおり、事業者がその責任と負担で行うものとしております。そして、事業者が作成した評価書案等について、審議会が専門的、客観的、科学的かつ公正な立場から審議や助言を行った上で、事業者が環境への影響をより低減していくものであります。

また、評価書の提出後も評価書の内容が着実に実行され、そのフィードバックがなされるように、条例では工事の施行中や完了後、環境に及ぼす影響について確認する事後調査手続について設けております。事後調査計画書及び工事の着工届が提出された昨年の令和5年1月以降、本件事業は事後調査手続に入っている段階でございます。

続きまして、事後調査報告書等が提出されるに至った経緯について御説明いたします。前述のとおり着工届が提出されたことで本件事業は工事が開始となりましたが、事業者が樹木の伐採に着手しようとしたところ、評価書で示していた新ラグビー場棟の設計・検討による樹木保全の検討がなされていなかったことから、昨年9月に樹木保全の見直し案を示すよう都が要請。事業者は本年9月9日に見直し案を示し、住民説明会開催後、変更届等の提出を行ったものでございます。

次に事後調査報告書の取扱いについてでございますが、今回の事後調査報告は、工事中の令和5年2月から令和6年4月末までの生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、以上3項目の調査結果でございます。

詳細な調査結果及び今後の対応については、この後事業者から説明がございますので割愛いたしますが、今回の事後調査報告は、評価書等で示されている既存樹木の活力度調査に関する報告であったり、また根系調査結果とそれに基づく施設計画の見直しに関する報告などでございます。

いずれの評価項目においても、評価書における予測・評価を超えるなどの調査結果が出ておらず、また今後も適宜事後調査報告がなされる計画となっていることや、あらかじめ委員からいただいた助言の内容も踏まえて、条例第67条第3項の規定に基づき受理報告としたものでございます。

次に変更届の取扱いについてでございますが、内容はラグビー場棟の形状、樹木の存置、移植・伐採本数、工事工程となっております。これらの変更により、評価項目「生物・生態

系」、「日影」、「風環境」、「景観」の4項目について見直しの必要性が生じております。

これらの見直しを行った予測評価の結論につきまして、詳細な説明及び今後の対応については、この後事業者から説明がございますので割愛いたしますが、ラグビー場北東部分がセットバックされたことにより、伐採樹木や日影の範囲が減少するなど、いずれの項目においても改善、低減等が見込まれることから、今回の変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるとは認められないことや、あらかじめ委員からいただいた助言の内容も踏まえて、条例第63条の規定に基づき受理報告としたものでございます。

受理報告とした理由につきましては以上でございます。

なお、受理報告につきましては、通常、委員からの助言とそれに対する事業者の回答は書面上で完結させております。しかし、本件事業につきましては、審議会が事業者の保全措置に継続的に関与することが答申に盛り込まれており、丁寧な説明が必要であることから、事業者出席を依頼したものでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま事務局から説明のありましたとおり進めたいと思います。

まずは、事業者から事後調査報告書及び変更届の説明をお願いいたします。その後に、委員からの助言と回答の説明をお願いいたします。

○事業者 三井不動産でございます。本日は御報告の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の御説明内容は、9月30日に御提出いたしました事後調査報告その2及び変更届に関するものでございます。また、事前に委員の皆様よりいただきました御助言に対する事業者回答も御説明いたします。

それでは、具体的な御説明の前に、神宮外苑地区市街地再開発事業について簡単に御説明をいたします。お手元の変更届5ページ目と9ページ目をご覧ください。

本事業は、2018年に策定された東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針に従い、スポーツ競技の継続性に配慮しながら、主にラグビー場と野球場の場所を入れ替え、段階的に建替える計画としています。

検討に際しては、現在と同じ場所での建替えも検討いたしましたが、競技の継続性への配慮に加えて、現在の野球場の敷地が大変狭いことから、歩車分離やバリアフリー対応など、神宮球場が抱える課題を解決することが困難であるとの結論に至り、場所を入れ替えての建替え計画としております。

このほかにも、オープンスペース不足など、現在の神宮外苑地区が抱えるさまざまな問題や課題を公的な資金を利用せずに解決するべく検討を重ねてきたものです。スポーツ施設や新たな緑、防災機能の向上、オープンスペースの拡大なども含めて、神宮外苑をより一層魅力のある場所とし、次の 100 年に向けてしっかりとバトンを渡すための大きな意義のある事業と考えております。

一方で、本事業については昨年 9 月に東京都からいただきました樹木の保全についての要請をはじめ、大変多くの皆様からたくさんの御意見をいただいております。

事業者といたしましては、こうした多くの御意見・御質問を真摯に受け止め、また次の 100 年に向けて、これまで皆様に親しまれてきた神宮外苑の緑をより魅力ある姿としてどのようにつないでいくのか、これまでの計画に加えて何をなすべきか、樹木やイチョウの根の調査の結果も踏まえながら真剣に検討を重ね、多くの専門家や樹木医の意見も踏まえ、さらなる樹木の保全策を検討し、アセスの図書としても取りまとめて御提出をいたしました。

お手元のメディアリリースをご覧ください。主な計画変更ポイントは 2 点でございます。1 点目は、施設計画の変更により伐採せざるを得ない樹木をさらに減らし、新しく植える樹木を大幅に増やす計画としたこと。2 点目は 4 列のいちょう並木の保全にさらに万全を期すため、根系調査の結果を踏まえ、新しい神宮球場の位置を元の計画の 8 m からさらに 10m、イチョウから離れた位置に変更したことです。

また、本敷地が属する新宿区・港区からは、住民説明会開催の要請があったことを踏まえ、9 月 28 日に新宿区・港区に在住される方、在所の方を対象とした住民説明会を日本青年館ホテルにて開催し、これらの変更ポイントを中心に御説明いたしました。

当日は合計 199 名の方に御来場いただき、野球場計画に対する御意見や、港区道沿いの 18 本のイチョウに関する御質問、また事業の意義などについて、19 名の方より合計 43 件の御質問・御意見をいただきました。

なお、この説明会ではアセスの対象に含まれていない聖徳記念絵画館前事業計画に関する樹木の保全策について、建物等の配置変更や規模の縮小により、伐採本数を 79 本減少することについても御説明をしております。

次に、情報公開について 2 点御報告いたします。

今年 7 月から公式ウェブサイトのトップページに開発の概要や意義を将来のイメージと合わせた動画として取りまとめて公開し、現在までで 2 万件を超える閲覧をいただいております。また、この公式ウェブサイトでは、昨年 4 月以降、継続して皆様からの御質問や御意見

を受付け、2週間ごとに公表してまいりました。

これまでの約1年間でおよそ600件の御質問・御意見をいただいております、重複するものをまとめながら、約160件のQ&Aとして公開しており、この取組みは今後も継続してまいります。

では、事後調査報告書その2及び変更届の内容について、三井不動産、日建設計、ラグビー場の設計者である鹿島建設より御説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、事後調査報告書（工事の施行中その2）の概要について御説明いたします。

はじめに23ページ、事後調査の結果をご覧ください。予測した事項の中の既存樹木の状況、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況、いちょう並木の保全状況（4列）について報告します。

2 調査手法の2.1 調査事項をご覧ください。調査した事項としては、(1)予測した事項として、既存樹木の状況、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況、いちょう並木の保全状況（4列）です。ほか、(2)予測条件の状況や(3)環境保全のための措置の実施状況となります。

25ページの図1-1(1)をご覧ください。調査地点についてです。既存樹木の状況は黒太線内、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況は赤太線内、いちょう並木の保全状況（4列）につきましては青太線内を調査範囲としております。

次に26ページの図1-1(2)をご覧ください。根系調査につきましては、複数の樹木医から意見を聞き、立地条件や土壌条件、植栽時期などを考慮し、4列のいちょう並木の西側1列の30本中10本を対象とし、加えて、イチョウの木の間の2か所、計12か所を調査対象としました。

なお、図1-1(3)のとおり、いちょう並木の西側の緑地帯とテニスコートの境界部の土壌環境が大きく異なり、概ね縁石から約10.5mの位置に調査断面を設定いたしました。

次に27ページです。2.4 調査方法をご覧ください。(1)予測した事項についてです。1)のア.既存樹木の状況につきましては、現況調査及び関連資料により、既存樹木の本数を整理する方法としました。また、既存樹木について科学技術庁資源調査会の基準などにより活力度調査を行い、結果を反映した保全管理の状況及びその状況に応じたの保全管理方針を整理する方法といたしました。

次にイ.です。神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況につきましては、現地調

査及び関連資料により、樹木の保全状況を整理する方法といたしました。

次に、ウ.いちよう並木の保全状況（４列）についてです。イチョウの活力度などの状況につきましては、科学技術庁資源調査会の基準などにより活力度調査をいたしました。

調査に当たりましては、活力度の状況を詳細に把握するため、いちよう並木の景観を維持するために剪定をして樹形を整えている先端部（頂部）と自然な樹形を整えているそれ以外の部分（頂部以外）に分けて調査をした上で、評価書と同様に全ての項目の平均評点を総合評価とする方法といたしました。

次に、根系調査につきましては、29 ページの図 1-1(4)と写真 1-1 をご覧ください。2023 年 1 月及び 2024 年 1 月に 2 回、根系調査を実施し、今年 1 月に実施した 2 回目の根系調査においては、4 列いちよう並木西側の緑地帯とテニスコートの境界部（縁石から約 10.5m の位置）において、幅約 1.0m 以上、深さ約 1.0m、奥行き 1.5m 以上の穴を手掘りし、樹木医・専門土壌根系調査員により土壌断面における根の位置や太さを調査し、日本緑化センター樹木診断様式に準じて根量分布図及び根量分布表を作成いたしました。

手掘りに際しましては、出現した細根は可能な限り残しながら掘り進めることとし、掘り進めるに当たりやむを得ず支障する場合は鋭利に切りながら掘り進めることとしました。また、一部の調査地点及び周辺で確認された太根のうち 5 本につきましては、最大伸長範囲を確認するために追い掘りを実施しました。

次に 30 ページの 3 調査結果です。3.1 事後調査の結果の内容の(1)予測した事項についてです。1)のア.既存樹木の状況について説明します。既存樹木の本数につきましては 31 ページの表 1-1 をご覧ください。既存樹木の本数は、存置が 599 本、移植が 189 本、移植検討が 19 本、伐採が 532 本です。

なお、環境影響評価書時点以降、枯損などが 42 本あり、これらを合計すると 1,381 本となります。枯損につきましては、立枯れや腐朽などにより安全管理上の対策を講じ、撤去した樹木でございます。過去 15 年でも約 300 本程度あります。

次に既存樹木の活力度についてです。活力度 A が 257 本、活力度 B が 978 本、活力度 C が 97 本、活力度 D が 7 本、枯損などが 42 本で、合計 1,381 本です。活力度調査の結果は、A や B の本数が多い結果となっています。

また、次に保全管理の状況につきましては、活力度 C や D などの樹木に対して施肥を実施するとともに害虫防除対策を実施しています。

次に、34 ページの移植計画です。昨年「事後調査報告書（工事の施行中その 1）」で報告

した移植計画を一部変更しました。これは樹木の保全を目的として、移植による樹木の負担を可能な限り軽減すべく移植回数を減らすため、聖徳記念絵画館前広場の計画を見直し、「事後調査報告書（工事の施行中その１）」で計画した移植場所に加えて新たに移植場所を確保したためです。これにより、移植回数が１回となる本移植の本数を増やし、樹木の保全を図ります。

移植時期につきましては、2024年10月頃から開始し、落葉樹は10月～3月頃、常緑樹は3月～6月頃及び9月～11月頃の移植に適した時期に行う計画です。

移植場所につきましては36ページの図1-4に示すとおりです。神宮外苑広場（建国記念文庫）の44本、神宮第二球場周辺の50本、合計94本移植する計画です。

移植に当たっての配慮事項といたしましては、38ページの表1-3に示すとおりです。植栽基盤における乾燥防止や地温調整のため稲藁によるマルチングを行います。樹木支柱などの設置や移植作業時に根鉢周辺を踏み固めないよう配慮します。

神宮外苑広場（御観兵榎）への移植に当たりましては、人の主要な動線に移植しないなどの踏み固め防止のための配慮を行うとともに、移植後の樹木管理においては灌水と合わせて除草を行います。

また、樹木医による毎年度のモニタリングや、樹勢の変化が見られた場合の病虫害防除や液肥などを実施します。その状況について事後調査報告書で報告する予定です。

続きまして、41ページのイ. 神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況についてです。神宮外苑広場（建国記念文庫）及び神宮第二球場の移植樹木につきましては、移植に向けて根回しを行っており、その状況は昨年「事後調査報告書（工事の施行中その１）」において報告いたしました。

神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木については、活力度調査の結果、病虫害被害による樹勢の低下などにより一部の樹木に枯損が生じたものの、根回しを行った樹木を含めて活力度は概ね良好であると確認しております。

また、養生の状況につきましては、根鉢上に稲藁にてマルチングなどの養生を行うとともに、灌水を実施しています。これにより、根鉢周りの乾燥を防いで土壌の温度調整を行っております。また、除草及び病害防除対策を適宜実施するとともに、巡回についても行っております。

同41ページの、いちよう並木の保全状況（4列）についてです。4列いちよう並木の活力度調査の結果は、43ページの表1-5に示すとおりです。4列いちよう並木の活力度調査

は、2023 年については事後調査計画の調査回数を変更し、春の 5 月、夏の 7 月、秋の 10 月の 3 回調査を実施しました。

活力度の状況を詳細に把握するため、いちよう並木の景観を維持するための剪定をして樹形を整えている先端部（頂部）と、自然な樹形を整えているそれ以外の部分（頂部以外）に分けて調査した上で、評価書と同様に全ての項目の平均評点を総合評価としました。

活力度は 2023 年 10 月時点では活力度 A が 52 本、活力度 B が 71 本、活力度 C が 1 本、活力度 D が 4 本です。

活力度の低下したイチョウに対しては、イチョウ周囲の灌水、液肥肥料の施肥などを実施するとともに、4 列いちよう並木西側 1 列（縁石から約 10.5m）までのうち、秩父宮ラグビー場東側の港区道より北側の部分について、43 ページから 45 ページの写真に示すとおり、ヘデラを除去、土壌改良措置、稲藁マルチングによる乾燥防止、灌水装置の設置、埋設されている旧通路等の撤去、店舗テラス部分のインターロッキングの撤去、そして浮き床構造のウッドデッキの設置など、樹勢回復措置を実施しました。

また、土壌水分の測定や成長量の把握及び樹勢回復措置に伴う効果の確認のため、幹周を測定する観測装置（デンドロメーター）の設置を行い、定期的にモニタリングを実施する計画です。

続きまして、46 ページの根系調査についてです。根系調査により確認された根については、47 ページの表 1-6 に示すとおりです。

評価書に示した環状剥皮施工を行う基準である、調査断面の 10 cm メッシュ内に直径 30 mm 以上の根が 4 本以上ある箇所は見つかりませんでした。

また、今回の根系調査にて一部の調査地点及びその周辺で確認された概ね直径 30 mm 以上の太根のうち 5 本については、最大伸長範囲を確認するために追い掘りを実施しました。

少し飛びますが、60 ページの図 1-7(2)をご覧ください。地点 5 の縁石から約 10.5m の位置で直径 70 mm の太根が最も西側に伸長しており、その距離は縁石から約 22m でした。

なお、当該根については縁石から約 17m 以降の位置において環状剥皮の実施の目安となる直径 30 mm より細くなることが確認されました。

また、そのほかの 4 本のうち地点 3 と地点 10 の 2 本につきましては、西側への伸長が縁石から約 14～17m の位置までとなっていました。地点 1 の 2 本につきましては既存のコンクリートの下に太根がもぐり込んでおり、最大伸長範囲は確認できませんでした。そのため、再度縁石から約 15m の位置で調査を行いました。太根は確認できませんでした。

○事業者 続きまして、72 ページをご覧ください。3.2 予測結果と事後調査の結果との比較検討についてです。

ア. 既存樹木の状況の調査結果については、既存樹木の本数の予測結果との比較を表 1-8 に示します。本事業による伐採や移植を行っていませんが、枯損などにより、存置、移植、伐採予定の本数が減少しております。

既存樹木の活力度については、74 ページの表 1-9 をご覧ください。予測結果との比較について、評価書の調査結果のうち、樹勢などに関する調査と合わせて、葉についての調査を行っている 2019 年春季調査と事後調査結果の比較を行いました。既存樹木全体の活力度は活力度 A が 112 本減少、活力度 B は 81 本増加、活力度 C が 8 本減少、活力度 D が 3 本減少、枯損などが 42 本発生しております。

77 ページのイ. 神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保存状況について。保全エリア拡大の検討状況については、既存樹木の保全などに留意し検討、設計を進めており、環境影響評価書で示した検討を行った結果として、樹木の保全に関する具体的な見直し案は変更届でこの後、御報告をさせていただきます。

同じく 77 ページのウ. いちょう並木の保全状況について。イチョウの活力度などの状況について、79 ページ表 1-12 をご覧ください。イチョウの活力度調査や根系調査及びセットバッグの方針に関して、本日出席している樹木医はじめ複数の専門家の方の意見を踏まえ決定をしており、また、国際アーボリカルチャー協会理事及び街路樹診断協会理事を務めている當内様よりセカンドオピニオンをいただいた上で、今回の皆様への御報告とさせていただいております。

季節の異なる 3 回の調査で活力度が変化しておりますが、特に 5 月及び 7 月の調査結果を 2019 年春季調査と比較した場合、2019 年春季調査では活力度 A が多い状態であったものに對し、5 月及び 7 月の調査では活力度 B が多い状態へ変化しております。

この理由としては、2023 年春先の景観を維持するために実施されている定期剪定により、葉の出方に影響が出ており、先端部（頂部）とそれ以外の部分に分けてより詳細に調査を行った結果、活力度が変化したためと考えております。

その後、10 月に活力度 A が増加いたしました。枝葉の伸長、茂葉により樹勢が回復したためと考えられます。

また、2019 年春季調査に比べて活力度 C や D が出現しておりますが、先ほど申し上げた定期剪定による葉の出方の影響や、2020 年代の東京の 6 月～9 月の平均気温が過去 30 年間

に比べ上昇するなど、気候変動の影響なども考えられます。

活力度の低下したイチョウに対しては、各種の樹勢回復措置を実施しております。また、土壌水分の測定など、定期的にモニタリングを実施するとともに、今後も活力度調査を継続して実施し、樹勢に応じた樹木の保育管理を継続し、保全していく計画です。

根系調査については、評価書において野球場棟の実施設設計前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、4列のいちよう並木西側1列を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行い、計画建物の地下躯体の配置やセットバック等の配慮を行うこととしております。

今回の根系調査の結果では、環境影響評価書記載の判断基準に基づき、縁石より約 10.5 mの位置で環状剥皮を行わなくてもよいと判断ができますが、4列のいちよう並木の保全を最優先事項とし、その根系への影響を最小限にしながら、より良い生育環境を整えるため、環境影響評価書記載の判断基準に基づく約 10.5mの位置での根の切断は実施しないこととし、イチョウの保全に万全を期すため、さらなる根の保全方針を検討いたしました。

なお、根系調査の報告書やセカンドオピニオンについては、全ての内容について本プロジェクトサイトにて公表をしております。

さらなる根の保全方針としては、82 ページ目、図 1-11 をご覧ください。4列のいちよう並木の西側1列の縁石から野球場棟や文化交流施設棟の地下躯体までの距離は、環境影響評価書においては約 8 mとしておりましたが、イチョウの根系保護範囲を縁石から約 17mとし、約 17m未満の位置に存在する根については切断せずに保護する方針です。

また、工事期間中の仮設工作物等につきまして、環状剥皮のための施工幅やさらなる根系伸長余地を考慮し、野球場棟や文化交流施設棟の地下躯体壁面位置はこの約 17mからさらに約 1.3m西側に設定する方針です。

以上により、野球場棟や文化交流施設棟の地下躯体までの距離は、環境影響評価書において約 8 mとしていた位置からさらに約 10.3mセットバックし、約 18.3mといたします。

なお、今回は地下躯体のセットバック方針を決定することとしており、この当該セットバックに伴い、地上部の観客席等の再配置などの見直しが必要となることから、施設計画について継続検討を進め、設計が進んだタイミングで今後変更届でまた御報告をさせていただきます。

ページを戻りまして、81 ページ目、イチョウの保全のための具体策を御説明いたします。

1) 根系保全範囲である約 17mの位置で確認された根への対応です。イチョウの根系保全

範囲を縁石から約 17mに設定することに伴い、野球場棟や文化交流施設棟の着工の約 1 年前に樹木医などとともに約 17mの位置での根の状況を手掘りにて確認し、事後調査報告書にて報告をいたします。

手掘りの結果、根が確認された場合においては、樹木医などと相談の上、折り曲げ可能な根があれば伸長方向を変え保存し、また直径 30 mm以上の根は環状剥皮を行い、1 年後に切断いたします。直径 30 mm未満の根は、細根の発根を促すために鋭利に切断をいたします。根の環状剥皮及び切断の際には、発根促進剤や殺菌剤等の散布とその後の根の伸長域の確保を行ってまいります。

2) 土壌改良については、4 列のいちよう並木西側 1 列にある現植栽地の土壌については保全をいたします。西側の現在テニスコートとなっている土壌のうち、縁石から約 10.5m～17mの表層土について、良質客土に置換するとともに、養分や水分を吸収する根が多く分布する下層 1 mまでは、イチョウの根を傷つけないように水圧式の土壌改良等を行っていく計画です。これにより、根系の伸長可能な領域を現在の緑地幅より 60～70%増加させることが可能となります。さらに、縁石から約 17m～18.3mの土壌について、バーク堆肥等、施肥など良質客土への置換を行う予定です。

最後に 3) 樹勢回復措置について。4 列いちよう並木の西側 1 列のうち、秩父宮ラグビー場東側の港区道より北側の部分について、事後調査結果でも御報告したとおりですが、昨年の活力度調査の結果を踏まえ、稲藁マルチングによる乾燥防止などの対応、樹勢回復措置等を実施し、その効果を確認するとともに、定期的に土壌水分を計測し、水分の過剰、適湿、乾燥を把握し、灌水間隔や灌水量等が適正かどうかを今後確認してまいります。

また、毎年実施する 4 列のいちよう並木の活力度調査結果も踏まえ、活力度の低下したイチョウを中心に、イチョウ周囲の灌水、液肥・施肥等、必要に応じてヘデラの除去などをするなど、樹勢に応じた樹木の保育管理を継続し、イチョウにとってより良い環境をつくり、保全していく計画でございます。

○事業者 次に 83 ページをご覧ください。自然との触れ合い活動の場についてです。

事後調査の結果の 2 調査手法、2.1 調査事項をご覧ください。調査した事項としては、予測した事項として、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度のほか、(2) 予測条件の状況及び(3) 環境保全のための措置の実施状況となります。2.2 調査時点につきましては、令和 5 年 2 月から令和 6 年 4 月末までとしました。

85 ページをご覧ください。調査結果についてでございます。3.1 事後調査の結果の内容

(1) 予測した事項の 1) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度についてでございます。

写真の 2-1 及び図 2-1 をご覧ください。神宮第二球場の解体のため、第二球場敷地への工事用車両の出入りはありますが、その周辺の歩道を閉鎖する際は、状況に応じて迂回路を設置するとともに、交通整理員を配置し、歩行者の通行に支障がないよう配慮いたします。

それ以外の場につきましては、本事業により歩道の閉鎖を行っていないため、自然との触れ合い活動の場までの利用経路は確保されております。

88 ページの(2) 予測条件の状況につきましては、1) 緑地の保全状況及び緑化の状況では、計画地内の現状緑地のうち、神宮外苑広場（建国記念文庫）及び神宮第二球場周辺の一部の樹木については移植に備えて根回しの処理を行っており、養生のため仮囲いを設置し、閉鎖管理を行っております。

また、2) 工事の実施状況といたしましては、神宮第二球場について除却作業を行っております。加えて、3) 歩行者動線の状況につきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）については仮囲いを設置しており、歩行者の通行ができない状況となっておりますが、自然との触れ合い活動の場までの利用経路は確保されている状態です。

89 ページ、(3) 環境保全のための措置の実施状況につきましては、表 2-1 に示すとおりです。表の一番下の欄、既存（移植）樹木の根周りにつきまして、歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めるとあります。

これに対する実施状況につきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）や神宮第二球場周辺の工事エリアに仮囲いを設置しており、立入りによる踏み固めの制限をしております。

次に 90 ページ、3.2 予測結果と事後調査の結果との比較検討(1) 予測した事項の 1) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度についてでございます。

予測結果と同様に、神宮第二球場の解体工事に関して交通整理員を配置するなど、歩行者の通行に支障がないよう配慮しています。それ以外につきましては、本事業による歩道の閉鎖を行っていないため、自然との触れ合い活動の場までの利用経路は確保されています。

以上のことから、予測結果のとおり、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼしていないものと考えております。

次に 91 ページになります。廃棄物についてでございます。事後調査の結果の 2、調査手法の 2.1 調査事項をご覧ください。

調査した事項としては、(1) 予測した事項。解体工事に伴う撤去建造物及び伐採樹木など

並びに建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土に関する排出量、再利用率及び処理・処分の方法でございます。そのほか、環境保全のための措置の実施状況などとなります。2.2 調査時点につきましては、令和5年2月から令和6年4月までとしました。

95 ページの調査結果についてです。3.1 事後調査の結果の内容についてです。(1) 予測した事項の 1) 解体工事に伴う撤去建造物及び伐採樹木などの排出量、再利用率及び処理・処分の方法についてです。廃棄物の排出量は表 3-1 に示すとおりです。

工事開始時の令和5年2月から令和6年4月末までに発生した建設廃棄物の排出量はコンクリート塊で 9,140 m³、それ以外が 1,614 t でした。建設廃棄物は分別収集し、再資源化を行いました。また、建設廃棄物の再資源化率はアスベストを除いて 100%です。

次に 96 ページの 2) 建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分の方法についてです。現時点では建設工事、新築工事には着手しておらず、建設工事に伴う撤去建造物及び伐採樹木などの搬出はございません。

次に 97 ページ(3)環境保全のための措置の実施状況につきましては、表 3-2(1)と、次ページの表 3-2(2)に示すとおりです。なお、環境保全のための措置が未実施なものにつきましては、環境保全のための措置の欄と実施状況の欄、概ね同様の記載とさせていただきます。

この表につきまして、表の上から1つ目の欄。左の環境保全のための措置の、計画建築物の建設に伴い発生する建設廃棄物については、分別収集し、再利用可能なものについては極力再利用を図るというものに対し、右側の実施状況については、現時点では神宮第二球場の解体工事を行っており、新築工事には着手していない。解体廃棄物につきましては、コンクリート塊なども品目別にトラックに積載して搬出を行い、分別収集し再資源化の徹底を図ったとしました。98 ページの下の写真 3-2 がコンクリート塊の分別状況の写真です。

戻りまして表の上から3つ目、アスベストに関する実施状況につきましては、解体工事に伴い発生した石綿含有産業廃棄物につきましては、「建築物等の解体などに係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」等々のマニュアルに基づき撤去し、適正に処分を行いました。

次に 99 ページ。3-2 予測結果と事後調査の結果との比較検討についてです。(1) 予測した事項ですが、1) 解体工事に伴い生じる廃棄物の発生量についてです。建設廃棄物の排出量の予測結果と事後調査結果との比較は、表 3-3 に示すとおりです。

令和6年4月末時点では解体工事の途中段階で、全ての解体工事が終了した時点で予測結

果との比較を行います。参考までに現時点で比較すると、建設廃棄物の総発生量は予測結果のコンクリート塊 150,560 m³。それ以外が 38,230 t に対して、事後調査結果がコンクリート塊 9,140 m³で、それ以外が 126 t であり、事後調査結果が予測結果を下回っているという状態でございます。

これで事後調査報告書の概要説明を終わります。

○事業者 続きまして、変更届に関する説明です。まず初めに 24 ページの 4. 計画の変更について御説明いたします。

4.1 計画の変更理由及び概要です。ラグビー場棟について、樹木の保全に留意した施設検討を行うとともに、東京都から要請された「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について」を踏まえ、敷地条件や施設仕様を考慮した上で、詳細な形状について設計検討を重ねた結果、アセス評価書時の案と比較して以下の方針としました。

1 つ目です。ラグビー場棟の北側の建物規模を縮小化し、北東角を最大限後退させることで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の存置・移植樹木を増やし、伐採樹木を減らします。

2 つ目です。ラグビー場棟の高さを都市計画上の最高高さ 55m よりも低く抑え、建物の北側を階段状とするとともに東側及び西側上部の壁面を後退させることで、日照時間を増やし、樹木の生育環境を良化します。

次に 4.2 計画の変更内容をお話しさせていただきます。

4.2.1 ラグビー場棟の形状の変更についてです。敷地条件や施設仕様を踏まえて、詳細な形状について設計・検討を行いました。まず初めに敷地条件について御説明させていただきます。

こちらは、お手元の資料の 26 ページの図 4.2-1 をご覧いただきたいと思います。紙面構成上、お手元の資料は縦横が逆になっておりますことを御了承ください。

ラグビー場棟の建設は、競技開催の継続性に鑑み、神宮球場を供用したままラグビー場としての機能を充足して建設するため、工事期間をⅠ期工事、Ⅱ期工事に分けます。計画地の東西北側には地区計画によって建物を建てることのできない4つの地区施設が定められており、また、計画地北側には重要インフラが地下に埋設されております。こちらは今、新宿区道として道路としてなっている部分でございます。

さらに、計画地南側には神宮球場があり、野球場の機能維持に必要なインフラ管が地下に埋設されています。これら敷地条件を考慮した上で、ラグビー場棟の建物配置を決定する必要があります。

続いて、施設仕様についてです。同じく 26 ページの図 4.2-1、こちらの右側の図面で御説明させていただきます。

令和3年6月、スポーツ庁主催の「ラグビーの振興に関する関係者会議」において、国際大会の基準を踏まえたラグビー場棟を整備することや、全天候型のラグビー場とすることなどの方針が示されました。

これを受けまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、国際大会の基準となる「ラグビーワールドカップ 2019 開催都市ガイドライン」等も参考とし、フィールド寸法や競技区域の天井の高さ、全天候型のスタジアム等の施設仕様とする「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 業務要求水準書」が策定されました。

具体的には、図にも示しておりますが、以下事項を満たすことで、新ラグビー場としての機能を充足することが可能です。1つ目はフィールドの寸法 134m×84m。競技区域の天井高さ 35mが②です。③国際大会が開催できる最低収容能力 15,000 席。4 番目といたしましては、全天候型のスタジアムの屋根構造となります。

これら条件を踏まえまして、次に平面的配慮について御説明させていただきます。27 ページ、図 4.2-2、こちらをご覧ください。

存置樹木をさらに増やす取組みとして、国際大会が開催できる収容能力を確保しながら建物規模を縮小化し、神宮外苑広場（建国記念文庫）を含むラグビー場棟周辺の緑地を保全するとともに、日影による生育環境の影響を低減するために可能な限り外壁をセットバックした設計としました。

具体的には、図の水色ハッチ部分である北東角を評価書時よりも平面的に最大限セットバックさせ、景観的にも配慮した計画としました。その結果、神宮外苑広場内の保全エリアをさらに拡大することができ、存置樹木を 14 本増やす計画としました。

次に立体的配慮についてです。圧迫感の緩和など、外苑地区の景観形成に寄与するべく、都市計画上の最高高さ制限 55m よりも低く、平均地盤面からの高さを約 48m とし、圧迫感の緩和など、外苑地区の景観形成に寄与するべく、さらに軒高を隣接する国立競技場と同程度といたしました。

また、建物の北側を評価書時の壁面と比べて階段状とするとともに、東側及び西側の上部の壁面を建物側に傾斜させることで、日影の範囲の低減や景観的な圧迫感に配慮する計画といたしました。

こちらは、後に助言への回答といたしまして別添資料を御用意しております。そちらのパ

ースにて、より詳しく御説明させていただきたいと思います。

次に 33 ページです。表 4.2-2 存置、移植、伐採樹木の本数の変更についてです。ラグビー場棟敷地内の樹木本数として、存置、移植、伐採樹木の本数については、ページの下を表 4.2-2 に示すとおりです。

変更前と比較して、ラグビー場棟北側の縮小や壁面位置と既存樹木の位置を現地にて詳細に確認し、さらに、移植予定であった敷地東側道路、こちらは絵画館側の周回道路沿いの樹木でございますが、こちらの樹木を存置に変更する等の検討により、存置樹木は 14 本増、移植樹木は 4 本増、伐採樹木は 27 本減となりました。本変更により、ラグビー場棟敷地内の存置樹木は合計 92 本、移植樹木は合計 93 本となります。

計画地全体の既存樹木の変化の程度について。ラグビー場棟敷地内の存置、移植、伐採樹木の変更に加え、事後調査報告書（工事の施行中その 2）の毎木調査の結果、新たに移植可能と判断される樹木も確認されたため、計画地全体の既存樹木の存置、移植、伐採樹木の本数についても変更しております。

次に 35 ページ、表 4.2-3 工事工程の変更についてです。前述のとおり、樹木の保全に留意した施設検討を行うとともに、水道工事に使用する地中障害物が発見されたこと等により、ラグビー場棟の第Ⅰ期工事工程を表 4.2-3(1)、(2)に示すとおり、2025 年 2 月～2028 年 6 月を、2026 年 2 月～2029 年 12 月に変更いたします。

○事業者 続きまして 42 ページになります。ここからは予測評価の見直しということでございます。5.3.1 生物・生態系についてでございます。

(5) 予測の結果です。1) ラグビー場棟敷地内の既存樹木の変化の程度、ア. 既存樹木の本数の変化の程度、(ア) 樹木についてでございます。ラグビー場棟の建設に伴うラグビー場棟敷地内の既存樹木の保全エリアの調整を行いました。

次ページ、43 ページの図 5.3.1-1 に示すとおり、神宮外苑広場（建国記念文庫）におけるラグビー場棟の北側の建物規模を縮小化、北東角の最大限の後退、ラグビー場棟壁面位置と既存樹木位置の詳細確認をしたことで、存置を増加させました。さらに、2023 年に実施した活力度調査に基づき再検討した結果、一部の伐採樹木を移植に変更しました。

その結果、ラグビー場棟敷地内の変更前後における樹木本数及び変更理由ごとの内訳の本数は 44 ページの表 5.3.1-1(1)、(2)に示すとおりになります。変更前の存置 78 本、移植が 89 本、合計 167 本に対し、変更後は存置が 14 本増加、移植が 4 本増加となり、存置 92 本、移植 93 本、合計 185 本となります。伐採につきましては、変更前の 98 本に対し変更後は 71

本となり、27本の減少となります。

壁面位置を検討し、ラグビー場棟敷地内の神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアを拡大する計画としたことにより、43ページ、図5.3.1-1及び45ページ、表5.3.1-2(1)の中の壁面位置の検討にあるように、神宮外苑広場（建国記念文庫）内の存置樹木を19本増加させることができました。一方でラグビー場棟西側では存置から伐採に変更となった樹木も2本ございます。

次に46ページ、(イ)神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況についてです。神宮外苑広場（建国記念文庫）の既存樹木については、設計の工夫を行った結果、存置、移植の樹木を増やし、伐採樹木を減らしております。

また、保全エリアを拡大するとともに、ラグビー場棟の高さを低く抑え、建物の北側を階段状とし、東側・西側上部の壁面を建物側に傾斜させることで、日影範囲を低減することができ、既存樹木の保全に配慮しています。

ラグビー場棟の壁面位置と既存樹木との位置を詳細に確認したことで、変更前は移植予定であった東側道路沿いの樹木について一部存置に変更することができ、既存樹木の存置や移植による保全に配慮しています。さらに、歩行できるエリアを設置しつつ、樹木の生育状況のために立ち入りを制限するエリアは木チップなどで覆う計画としています。

以上により、樹木の伐採を可能な限り回避し、樹木の保全に努めるとともに、神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアを可能な限り拡大するよう努めています。

また、改変する神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林地については、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図ります。

次に47ページ、イ.環境保全のための措置の具体化の状況です。ページの下の方、環境保全のための措置の具体化の状況としては、これまで説明したとおりでございますが、ラグビー場棟の北側の建物規模の縮小化などによる神宮外苑広場（建国記念文庫）内の保全エリアをさらに拡大したこと。施設要件を満たす必要最低限の高さについて検討を行い、高さを低くしたことなどがございます。

次に48ページ、2)計画地全体の既存樹木の変化の程度についてでございます。変更の前後における樹木の本数は表5.3.1-3に示すとおりでございます。

○事業者 次に49ページ目、(6)評価についてです。

変更後における評価の指標は、既存樹木の保全が図られることです。ラグビー場棟につい

て設計・検討を行った結果、ラグビー場棟敷地内の樹木の本数は、変更前は存置が 78 本、移植が 89 本であるのに対し、変更後は存置が 92 本、移植が 93 本となり、存置及び移植の本数が増加いたします。また、伐採は変更前が 98 本であるのに対し、変更後は 71 本に減少いたします。

ラグビー場棟の北東角を最大限後退させることなどにより、ラグビー場棟敷地内の神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアを拡大する計画とし、このエリア内の存置樹木を 19 本増加させることができたため、建国記念文庫のエリアの中では、樹木本数 142 本のうち存置 75 本、移植 44 本とすることで、当該エリアにおける樹木の保全割合は 8 割を超えます。

したがって、評価の指標とした既存樹木の保全に配慮しているものと考え、変更後と変更前における評価の結論に変更はありません。

○事業者 続きまして 50 ページの 5.3.2 日影でございます。

(1) 予測事項につきましては、事業計画の変更に伴い、予測・評価の見直しを行う事項は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度と、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度としました。

53 ページ、(5) 予測結果でございます。1) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度についてです。変更後、変更前の冬至日の平均地盤面から 4 m の高さにおける計画建築物における時刻別日影図は、54 ページと 55 ページの図 5.3.2-2(1)、(2)に示すとおりでございます。

変更前と同様に、8時から 16 時の時間帯で日影が及ぶ範囲は、計画地から北西方向に約 1.1 k m 離れた千駄ヶ谷四丁目から北東方向に約 1.2 k m 離れた赤坂御用地までの範囲と予測します。ラグビー場棟による冬至における等時間日影図は、56 ページの図 5.3.2-3(1)、(2)に示すとおりです。57、58 ページには春・秋分、夏至の時刻別日影も掲載しております。

計画建築物による等時間日影図でございます。等時間日影図につきましては、60 ページ、61 ページの図 5.3.2-6(1)、(2)に、ラグビー場棟による等時間日影図のほうは 62 ページの図 5.3.2-7(1)、(2)に示すとおりです。こちらのほうも、63、64 ページにはラグビー場棟による春・秋分、夏至の等時間日影図を掲載しております。

等時間日影図につきましては、計画建築物やラグビー場棟の冬至における等時間日影図を見ると、2 時間以上の日影が及ぶ範囲が、変更前は計画地の敷地境界から最大約 70m の範囲であったのに対し、変更後は最大約 60m の範囲になります。

計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ラインを越えて2時間以上及ぶことはなく、かつ、日影規制ラインは敷地境界から5mを越えて3時間以上及ぶことはありません。加えて、計画地周辺は概ね再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の範囲となり、日影規制の適用除外となったことから、計画建築物による日影時間は日影規制の範囲内に収まります。

次に、65 ページ、2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度です。

ページを戻りまして、52 ページの図 5.3.2-1 をご覧ください。日影調査地点はナンバー4と5の2か所になります。

戻りましてページ68と69をご覧ください。変更後、変更前の計画建築物による日影の状況を予測した合成天空写真になります。

NO.4の地点では、変更前では夏至日において約30分、冬至日において約40分、計画建築物による日影の時間が増加するのに対し、変更後では、夏至日において約10分、冬至日において約40分、計画建築物による日影時間が増加いたします。春・秋分におきましては、変更前には計画建築物による日影時間の変化はありませんが、変更後では約10分計画建築物による日影時間が減少します。

70、71 ページをご覧ください。No.5地点では、変更前では、冬至日においてのみ約3時間40分、計画建築物による日影時間が増加するのに対し、変更後で冬至日においてのみ約2時間40分、計画建築物による日影時間が増加します。

72 ページの(6)評価といたしましては、変更後における評価の指標は、変更前と同様に、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制としています。

計画建築物による日影時間は日影規制の範囲内に収まっております。また、高さを低くするなど、北側の神宮外苑広場（建国記念文庫）等の存置樹木への日影範囲の影響を低減しているものと考えております。

したがって、評価の指標「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足することから、変更後と変更前における評価の結論に変更はございません。

続きまして、73 ページの風環境でございます。(1)予測事項といたしましては、事業計画の変更に伴い予測・評価の見直しを行う事項は、計画建築物の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況と、それらの変化する地域の範囲及び変化の程

度としました。

予測方法といたしましては、風洞実験によるものとし、評価方法といたしましては 74 ページ、表 5.3.3-1 の風工学研究所提案による風評価基準としております。

次に予測結果です。82 ページの図が変更後の予測結果です。83 ページの図が変更前の予測結果です。

変更前では 63 地点が領域 A、領域 B が 48 地点、領域 C が 1 地点、領域 D は確認されませんでした。変更後では 69 地点が領域 A、領域 B は 42 地点、領域 C は 1 地点、領域 D は確認されませんでした。ラグビー場棟周辺においては、変更前ほとんどの地点が領域 B であったのに対し、変更後は領域 A と B が概ね半々となり、改善されております。

92 ページの評価でございます。計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、開発全体としては領域 A 及び領域 B に相当する風環境が維持されているものと考えられることから、変更後と変更前における評価の結論に変更はございません。

続きまして 93 ページ、景観についてでございます。(1) 予測事項といたしましては、事業計画の変更に伴い予測・評価の見直しを行う事項は、代表的な眺望地点からの眺望の変化及び圧迫感の変化の程度といたしました。

(3) 予測地域（予測地点）につきましては 94、95 ページをご覧ください。ページ 94 の図は代表的な眺望地点、調査地点です。No. 1 と 5 になります。後ほど No. 1 のほうの説明をいたします。95 ページの図は圧迫感の調査地点です。No. 3 と 7 になります。後ほど No. 7 のほうの説明をいたします。

98、99 ページをご覧ください。代表的な眺望調査地点 No. 1、聖徳記念絵画館前広場の眺望の変化でございます。98 ページが変更後、99 ページが変更前となります。変更前と同様に、No. 1 地点からは聖徳記念絵画館前広場の樹木越しにラグビー場棟を含む計画建築物が出現します。計画建築物が視野に占める割合は大きいものの、変更後ではラグビー場棟の占める割合が小さくなっております。

次に圧迫感の程度です。108 ページ、109 ページをご覧ください。No. 7、神宮外苑広場（建国記念文庫）における圧迫感の程度です。108 ページが変更後、109 ページが変更前になります。設計の変更に伴い、変更前後での地域全体の形態率の変化の程度は変更前の 32.81 ポイント増加から変更後は 26.15 ポイント増加になります。つまり 6.66 ポイントの減少ということでございます。

110 ページ、(6) 評価につきましては、評価の指標は、港区景観計画、新宿区景観まちづ

くり計画・新宿区景観形成ガイドライン、渋谷区景観計画等に定める景観の方針といたしました。圧迫感の変化の程度につきましては、これに加えて、圧迫感の軽減を図ることといたしました。先ほどの予測結果を受けて、変更後と変更前における評価の結論に変更はございません。

以上、変更届の説明を終わらせていただきます。

○事業者 最後に、現在の工事の状況、また、今後についての御説明をさせていただきます。

昨年3月より第二球場の解体工事に着手し、現在は鉄塔や建物などはほぼ解体が完了しておりますが、樹木の移植、伐採は未着手であることと、樹木の移植などをしないと除去できない鉄塔基礎などが残っております。

また、第二球場、建国記念文庫エリアの移植対象樹木に対しては、根回し作業を行っておりまして、定期的な樹木のモニタリングを継続しております。

今後ですが、2024年のイチョウの活力度調査の結果など、事後調査報告などで、またこの審議会でも御報告をさせていただきたいと考えております。

以上、事業者からの御説明となります。

続きまして、10月受理報告に係る助言事項というところで、委員の先生から御助言いただいておりますので、それに対する回答を続けさせていただきます。

○事業者 まずは事後調査報告書（工事の施行中その2）に対する委員からの助言及びそれに対する事業者側の回答でございます。ご覧の表の一番上です。

1つ目、生物・生態系（既存樹木の状況）についての飯泉委員からの助言でございます。植栽基盤における蒸散抑制ということで、蒸発散抑制あるいは蒸発抑制のほうが適切ではないかという御指摘でございました。

御指摘を受けまして、事業者側の回答といたしましては、事後調査報告書に、植栽基盤における蒸散抑制のためと記載しました箇所につきましては、今後は、植栽基盤における乾燥防止や地温調整のためなどの表現をさせていただきます。

○事業者 続きまして、2番目、横田委員からの御助言です。移植計画が変更となり、本移植の割合が増大していることを踏まえると、より早い段階で植物相及び植物群落の変化の程度などを実施し、情報の更新や長期的なモニタリングサイトを設定する必要があるのではないかという御助言をいただきました。

これに対する回答です。当初は仮移植を想定した事後調査計画としておりましたが、本移植となる樹木については仮移植の樹木と同様に移植過程や活着、養生の状況や、移植後の活

力度調査を実施してまいります。

また、ラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後に神宮外苑広場（建国記念文庫）において植物群落調査を実施する予定でございますが、御助言いただいたように、本移植による神宮外苑広場（御観兵榎）など本移植先の遷移の状況についても、本移植後の調査の実施をしてまいります。

○事業者 続きまして、生物・生態系（建国記念文庫の樹木の保全状況）に対する飯泉委員からの助言でございます。2019年春季調査と2023年事後調査の結果を比較する場合、調査の季節を揃えたほうがいいのではないかと御指摘ございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、2023年のイチョウを除く毎木調査は5月に実施し、2019年調査と比較をしております。また、4列のいちよう並木及び秩父宮ラグビー場東側の港区道のイチョウにつきましては、季節ごとの状態をより詳細に把握するため、2023年5月と7月と10月の3回の調査を実施しており、最新の状況である2023年10月の調査結果を2019年春季調査と比較いたしました。

御助言いただきましたとおり、今後の事後調査におきましては春季調査との比較も行っていきたいと思っております。

○事業者 続きまして2つ目、横田委員からの御助言です。先ほどの御助言と似ておりますが、本移植の割合が増大しているが、本移植先の環境の妥当性や活着可能性について、本移植計画に則って予測・評価することが必要と考えます。特に絵画館前広場においては、本移植先として広範囲にわたり新たな基盤を創出する形となるため、将来の成長・遷移に対してもそれが十分であることを客観的に示してくださいという御助言でした。

回答といたしましては、先ほどと一部重複いたしますが、本移植となる樹木については仮移植の樹木と同様に移植過程や活着、養生の状況の調査や、移植後の活力度調査を実施してまいります。また、移植先の現在の環境を維持するため、一部の樹種を除き、移植先に既に生育している樹種を移植する計画です。

また、御助言のように、本移植による移植先の遷移の状況について、絵画館前広場、また先ほどありました権田原エリアについても、本移植後の調査の実施をしてまいります。

続きまして、3つ目の御助言です。本移植先となっている御観兵榎の樹林で、移植樹木により樹木密度が過密になったり、その後の遷移に伴い光・水・土壌環境が悪化することは生じないかという御質問、御助言です。

回答といたしましては、今回、神宮外苑広場（御観兵榎）に移植を予定している位置につ

いて、樹木医とも相談の上、事前に現地の状況を確認し、植栽地内でも十分に樹木同士の隔離が確保できて、日照条件も問題のない場所を選定しております。土壌環境についても、移植樹木の直下をかさ上げし、保全してまいります。

また、移植樹木の多くは広幅員の園路沿いの空間の開いたスペースに植栽するなど、密度としても過密になりにくく、また既存樹木との関係も含め管理しやすいように配慮しております。

別紙1に御観兵榎のエリアの移植先を示しておりますので、こちらを別途御確認をお願いいたします。今投影しておりましたが、真ん中に通っている道が園路になっております。

続きまして、4番目の御助言です。移植工事自体における踏圧対策や林床環境・表土の保全策については、具体的な検討は深まっているのかという御助言をいただきました。

回答といたしましては、移植工事に際しては、移植先には関係者以外立ち入りを制限し、踏圧に配慮する計画です。具体的な植栽想定位置は、先ほどお示しした別紙1となります。また、現地表土を掘削いたしますが、堆肥を加えてそのまま埋戻し、林床環境は保全する予定です。

○事業者 続きまして、18 ページ、生物・生態系（建国記念文庫の樹木の保全状況）についてです。横田委員からの助言でございます。変更届の内容に伴い、建国記念文庫前で根回しなどの移植準備をしていた樹木が残置することになったという樹木があるのかという御質問でございました。

それに対して事業者の回答といたしましては、移植準備のため建国記念文庫内で昨年根回しを行った樹木のうち、今回ラグビー場棟の壁面後退の検討により、存置で保全できる樹木は9本です。

これらの樹木に対する根回しの影響につきましては、樹木医にも確認の上、存置に問題がないことを確認しておりますが、引き続き根鉢上に稲藁マルチング、養生を行うとともに、灌水や除草、病害防除対策を適宜実施する計画でございます。また、仮支柱の設置なども実施しております。樹木医との相談の上、今後存置に向けて畔シートの撤去等を実施することで、適切に保全する計画としております。

また、ラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後5年間、建国記念文庫において既存樹木の活力度調査も行い、そこで確認する予定でございます。

続きまして、同じくいちよう並木の保全状況について、飯泉委員からの助言でございます。先ほどの建国記念文庫の樹林のところでも同様の指摘を受けておりますが、2019年の春季

調査と 2023 年の事後調査の結果を比較する場合、基本的には調査の季節を揃えてくださいという御助言でございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、4 列いちょう並木及び秩父宮ラグビー場東側の港区道のイチョウについては、季節ごとの状況により詳細に把握するため、2023 年の調査を 5 月、7 月、10 月の 3 回、事後調査を実施しているため、最新の状況である 2023 年 10 月の調査結果を 2019 年の春季調査と比較しました。御助言いただきましたとおり、今後の事後調査におきましては、春季の調査結果との比較を行ってまいりたいと思います。

続きまして、いちょう並木の保全状況に関する飯泉委員からの質問でございます。イチョウの活力度調査する際は、できるだけ写真を撮影して残すことを御検討くださいという助言でございました。

イチョウの活力度を調査した際の写真は全て保管しておりますが、本報告書への掲載としては、分量の関係で活力度 C や D となった 5 本のイチョウについて資料編のほうに写真等の詳細を掲載させていただきました。引き続き活力度と合わせて写真等の記録を行っていく予定でございます。

続きまして、これもいちょう並木の保全状況に関する飯泉委員からの質問でございます。デンドロメーターの設置、幹周の計測のデンドロメーターの設置についての御質問です。デンドロメーターを設置されていますが、装着したイチョウの樹木番号と、今後のデータ活用法について教えてくださいという話でございました。

事業者の回答といたしましては、樹木医の助言を受けまして、デンドロメーターについては樹木番号の西側の 1 列の 9、29、34、36、40、43、45、48 番に設置いたしました。樹勢の低下したイチョウと健全なイチョウ、それぞれにデンドロメーターを設置することにより、幹周の経年的な変化量を確認していく予定でございます。

設置のデンドロメーターは、幹周の変化による成長率を年単位のみならず月単位、マイクロメーター単位でも観測確認できる機材でございます。目視による診断だけでなく、植物の生長率を用いた客観的な評価手法を提案するものであり、毎年の測定結果を比較して、樹勢回復措置の効果検証を実施してまいりたいと思っております。

○事業者 続きまして、4 番目、飯泉委員からの御質問です。野球場棟を建設する際の仮囲いは、縁石から何 m の距離に設置予定かといった御質問です。

回答ですが、仮囲いの位置の詳細については、原則縁石から約 17 m より西側の位置とする計画ですが、今後の施工計画において、保全するイチョウの根系に配慮した位置を検討し

てまいります。

続きまして5番目。こちらも飯泉委員からの御助言です。4列イチョウについて、コンクリートからの溶出成分や土壌改良剤の影響などについても御配慮お願いいたします。

こちらへの回答です。4列いちょう並木について、今回の事後調査報告では根系調査の結果を踏まえ、野球場棟をセットバックする方針をまずお示しさせていただきました。このセットバック方針を踏まえ、野球場棟については今後設計を深度化していく計画であり、御助言の懸念事項についても合わせて検討をしていく計画です。

コンクリートや土壌改良剤については、使用箇所や使用の有無を含めて現時点では未定でございますが、イチョウに著しい影響を与えないように、野球場棟の施工計画の詳細を今後策定してまいりたいと考えております。

○事業者 続きまして、いちょう並木の保全状況について飯泉委員からの質問でございます。4列イチョウ及び建国記念文庫の樹林地などにおいて、樹木の生育環境の基礎データについて適宜モニタリングを御検討くださいという助言でございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、土壌の粒度分布など物理・化学性については経年的に大きな変化がないと考えておりますが、4列いちょう並木においては着工前及び野球場棟の工事完了後に、建国記念文庫においては着工前とラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後において調査を行うこととしております。

一方で、経時的に変化する土壌水分につきましては、昨年7月の審議会で御助言いただきましたとおり、4列いちょう並木の土壌水分について定期的にモニタリングを実施しております。土壌水分のモニタリング結果については、今後、事後調査報告書において報告する予定でございます。

続きまして、同じくいちょう並木の保全状況についてということで、宮越委員のほうから御助言をいただきました。土壌水分量のモニタリングの実施は良い取り組みと考えています。活力度調査などと同様に、イチョウに関するモニタリングの1つと言えますので、環境保全の措置の実施状況に盛り込んで報告されるべきと思っておりましたということでした。実施状況の一つとして報告することを次回以降検討してくださいという助言でございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、昨年7月の審議会で御助言いただきましたとおり、4列いちょう並木の土壌水分について定期的なモニタリングを実施しております。土壌水分のモニタリングの結果につきましては、今後の事後調査報告書において報告する予定でございます。

続きまして、いちょう並木の保全状況についてです。横田委員からの助言です。野球場棟地下躯体によるいちょう並木の根系への直接・間接影響が不明瞭と考えます。斜出根の範囲について把握できたのでしょうか。

根系調査の地点5では22mの地点で4.9mm～8.7mmの太根の分布がありますが、根系がそこまで成長できることを鑑みると、約18.3mの地点に入る地下躯体の影響がないとは言えないのではないかと思います。地下躯体による直接・間接の影響をより具体的に予測・評価し、安全側での検討が必要だという御助言でございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、工事に伴う影響の最小限化と、イチョウを適正に保全するため、歩道縁石より17mラインで折り曲げ可能な根があれば伸長方向を変えて保存し、直径30mm以上の根は環状剥皮を行い、その先1.3mを工事中の施工スペースや根系伸長域として設けております。そのため17mまで根系は保全できる計画となっております。

イチョウ本体から出た斜出根は離れるにつれて深さ0.7～1m付近を横に延びており、17m地点では縦43mm、横42mm、18m地点では縦19mm、横21mmとなっています。22mの地点では縦8.7mm、横4.9mmです。17mラインで30mm以上の根を環状剥皮することにより、地下躯体の影響を防ぐ計画としています。

また、新野球場棟の施工の約1年前に、縁石から約17mの地点で原則手掘りにより全てのイチョウの根の伸長状況を確認し、上記処置を行う予定でございます。

続きまして、同じくいちょう並木の保全状況につきまして、高橋委員からの助言でございます。今年のいちょう並木の活力度調査についてどのような結果となっているのか。今年は特に暑かったので、イチョウが弱っているのではないかというような話でございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、4列いちょう並木の2024年の活力度調査は5月と7月に既に実施しております。5月は活力度Aが74本、活力度Bが53本、活力度Cが1本となっています。7月の活力度調査のほうは、Aが74本、Bが50本、Cが4本となっております。なお、活力度Dとなったイチョウはございませんでした。

昨年7月時点で活力度Cが3本、活力度Dが2本、計5本あったのに対し、今年7月では活力度Cが4本となっており、これらのイチョウの活力度についてはやや改善と見られます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場についての助言でございます。横田委員からの助言でございます。移植計画が変更となり、本移植の割合が増大しています。景観や自然との触れ合い活動の場への影響の予測・評価の見直しが必要ではないかと考えられますという御

助言でございます。

それに対する事業者の回答といたしましては、本移植先のうち建国記念文庫や御観兵榎については、自然との触れ合い活動に支障がないよう、園路上に移植を行わない計画としております。

御助言のとおり、樹種構成の変化などにより、これらの場所での自然との触れ合い活動が変化することが考えられますので、事後調査において利用実態を調査していく予定でございます。絵画館前や絵画館周りについては現況で不特定多数の利用が見られないことから事前調査を行っていませんが、供用後の利用状況を踏まえて利用実態調査を行うことを検討いたします。

○事業者 続きまして、変更届に関する御助言でございます。

生物・生態系、1つ目の横田委員からの御助言でございます。ラグビー場棟南側はインフラ管が埋設されているとのことですが、どのような根拠でラグビー場棟の平面的配置を決められたのか不明瞭ですので、具体的にしていきたいとの御助言です。

回答といたしまして、ラグビー場棟の建設は競技開催の継続性に鑑み、神宮球場を供用したままⅠ期敷地で競技に支障が出ないように、ラグビー場としての機能を充足して建設する計画でございます。これは先ほどお示ししました変更届の26ページに記載がされている図でございます。

したがって、ラグビー場棟南側に埋設されているインフラ管は神宮球場の供用には必要な設備であることから、Ⅰ期工事とともに撤去できないため、Ⅰ期工事は当インフラ管に支障がない範囲にて行わざるを得ず、これを踏まえてラグビー場棟の平面的配置を計画しております。なお、南側の植栽地はⅡ期工事にて整備する計画としております。

○事業者 続きまして、生物・生態系2の横田委員からの御助言です。本移植の割合が増大していますので、変更届において移植計画の変更についても触れ、それとの関係を明らかにしていただきたいと思いますという御助言をいただきました。

回答といたしましては、移植計画については、事後調査計画書において事後調査報告書で報告することとしていたため、変更内容についても事後調査報告書その2に記載をさせていただいております。

移植計画を変更したことにより、評価書の予測における存置、移植、伐採本数に変更が生じるため、変更届の44、45、48ページにおいてその本数を記載いたしました。また、先ほどの回答と重複いたしますので割愛をいたしますが、移植先の環境については、本移植によ

る移植先の遷移の状況について、本移植後に実施をすることといたします。

また、絵画館前広場など計画地外の本移植先についても植物群落調査を行い、遷移の状況を確認いたします。資料上、一部、検討いたしますというところが残っており、こちらは訂正させていただきます。

また、移植後の活着可能性については、移植対象樹木に対しては根回しを適切に行っており、2023 年の毎木調査結果においても移植可能であると確認された樹木を移植する計画です。また、移植先についても、これまでの図書に記載している植栽基盤の整備や、移植後の管理も含め、活着に対しては最大限の対策を行った上で、移植木について移植後の活力度調査も実施をしております。

○事業者 続きまして、日影についての助言でございます。飯泉委員からの助言です。ラグビー場棟の配置及び仕様の変更により日影範囲は縮小しますが、建国記念文庫は冬至日を中心に長時間の日影となることから、樹木への十分な配慮をお願いいたしますという御助言でございました。

事業者の回答といたしましては、日影の影響につきましては、植物の生育状況や植生環境の変化に合わせて順応的管理を行うことで、長いスパンでの樹木の維持を図る計画です。ラグビー場棟による建国記念文庫の樹木については、ラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後5年間、既存樹木の活力度調査を実施し、その状況に応じて順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画でございます。

○事業者 続きまして、景観の1です。宗方委員からの御助言でございます。ラグビー場の圧迫感を一層低減させるべく、ファサードデザインと色彩を丁寧に御検討ください。

こちらに対しましての回答ですが、別紙にも御用意させていただいておりますので、そちらと合わせて御説明させていただきます。まず、都市計画上設計可能な最高高さよりも低く、さらにアセス評価事案の55mと比べて約48mに抑える計画といたします。左の図で少し表現をしております。また、隣接の国立競技場と絵画館と軒高を同程度とし、さらに上部を傾斜屋根とし、全体の圧迫感を抑制します。

図といたしまして、下の立面図です。赤い点線が左の国立競技場、そして右側の絵画館と軒高を合わせていることを示しております。また、上部を傾斜屋根としておりますのは、真ん中のパースのところへ少しカーブをしている屋根伏が示しております。また、次のページをお願いします。こちらが上部を傾斜している屋根の全貌でございます。

続きまして次のページをお願いいたします。建物の北東角を後退させ、さらに北側を階段

状とするとともに、東側及び西側上部の壁面を建物側に傾斜させることで圧迫感に配慮した建物形状とします。こちらの図は、先ほどの変更届の添付資料と同じでございます。

次のページをお願いいたします。ラグビー場低層部の壁面を凹凸の形状で分節することや、ラグビー場の周りに存置もしくは移植する既存樹木や新植する樹木を配し、緑に囲われたラグビー場とすることで目線レベルの圧迫感に配慮します。低層部のエントランスに建物の内外を一体的につなげるガラスを使用することで、大壁にならないよう目線レベルの圧迫感に配慮した計画とします。また、エントランスゲートには木を使用した庇を計画し、隣接する国立競技場と協調したデザインといたします。

次のページをお願いいたします。東京都景観色彩ガイドライン及び新宿区景観形成ガイドラインに適合した色彩計画といたします。エントランス周辺は樹木と協調したグリーンカラーをアクセントカラーとして導入します。

また、今述べましたことは、今後、関係各所との協議を実施予定のため、少し内容の変更がある可能性があることを御了承ください。

続きまして、景観の2、横田委員からの助言でございます。ラグビー場高さについて、国立競技場の軒高と同等とのことですが、周囲のスペースが非常に限定的で、樹木にとってはより厳しい状況にあります。特に東側では樹木と歩行者での空間の取り合いも生じています。本数減だけを目的するのではなく、消費する空間や生態系への影響の評価に基づく配慮が必要です。ラグビー場棟の配置・構造の変更がどのように空間や生態系のつながりへの影響を改善しているのか、具体的に示していただきたい。

御回答でございます。空間への影響については、ラグビー場棟の高さを低くすることや、建物の東側及び西側上部の壁面を建物側に傾斜させることで、日影の範囲の低減や圧迫感に配慮するとともに、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の生育環境を評価書時よりも良化する計画としています。

ラグビー場棟敷地周囲のうち北側部分、これは国立競技場側です。こちらについては幅員8mの歩行者のみが利用する緑道が整備される計画であり、国立競技場の8mの緑道と融合するものとして整備いたします。

また、東側部分、こちら絵画館側になりますが、こちらについては、環境影響評価書時と同様に幅員6mの緑道を整備する計画であり、ラグビー場棟の外形線は東側には膨らんでおりません。また、変更届の43ページの図に示すとおり、樹木の一部を存置し、さらに周辺樹木とも呼応する単調とならない新植樹木の配置とすることで、生態系のつながりに配慮し

た神宮外苑地区を南北に貫く緑の散策路の一部として計画いたします。

○事業者 続きまして、景観に関する横田委員からの御助言でございます。工事中の自然との触れ合い活動について、特にラグビー場棟東側では十分な歩行空間の幅員確保ができない状況にあり、歩行者が直接的に大気汚染物質や騒音等の影響を受けやすい環境になるのではないか。緩衝帯を十分に設けられないことによる影響が変更届により確定的になるのであれば、追加の保全措置等を検討する必要があるのではないかという御助言でございました。

それに対する事業者の回答といたしましては、計画地内の東側部分につきましては、評価書と同様に幅員6mの道路を整備する計画でございます。計画地東側の歩道については、工事中においても歩行者動線を確保する計画としておりますので、自然との触れ合い活動の場への利用経路については著しい影響を及ぼさないと考えております。工事により通行できなくなる場合は迂回路を設置し、歩行者の通行に支障がないよう配慮する計画です。

ラグビー場棟については工事工程が変更となるものの、仮囲いの位置やピーク時の建設機械の台数、工場用車両台数に変更はないため、大気汚染及び騒音・振動の予測結果に変更はなく、環境基準等を満足すると予測をしています。

しかしながら、御助言のとおり歩行者への影響に配慮し、建設機械の不必要なアイドリングなどの防止、工場用車両の走行ルートの限定、安全走行などにより、大気汚染や騒音・振動の影響の低減に努めてまいります。

○事業者 以上をもちまして、事後調査報告書その2及び変更届の御報告、また助言に対する回答を終わらせていただきます。分量が多かったため時間が長くなってしまい、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、事業者から説明がありました事後調査報告書及び変更届の内容や助言に対する回答について、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。委員のほうから御質問や御意見をお願いいたします。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 御説明と意見への回答をいただきましてありがとうございました。分量が多かったので、場合によって少し内容を切って御質問したいと思っています。

まず変更届のほうで伺いたいのは、ラグビー場棟の平面位置の確定の経緯について詳しくお伝えいただきましたが、南側にインフラがあるということで、このインフラというものの取り扱いがもう少し具体的に分かると、より根拠が明確になるのかと思いました。

このインフラが、まずどのようなインフラで、例えば雨水の下水道台帳を見てもここ表示されないんですよ。どういったインフラで、ここで確保し続けるべき理由みたいなものというのを聞かせたいなと。

こういった道路の付替えなどがあった場合、インフラの再編自体も将来的には見込まれていくというのが一般的に行われることなのではないかと思ひまして、この神宮外苑地区のインフラ再編の中でのこの位置の議論というものがありませんでしたら伺いたいというのが1点です。

あと、移植が、本移植が増えて、さまざまな配慮が必要になってくるかと思うのですが、そもそもなんで本移植が増えたのか、これについて少し具体的にお伺いしたいと思っています。

そして、移植先に関する検討経緯。どのようにこのような配分をされて、どういった生態系に対する配慮の下、このような樹木構成で移植先を割り振られたのか、こういったあたりをお伺いしたいというのが2点目です。

あと、イチョウに関してですが、今回 18.3mのところ壁面位置の後退線をしていただいて、大分セットバックされたわけですが、それによっておそらく野球場の空間自体もかなり設計の変更が必要になって、例えば、地下に対する影響が、壁面線の位置に近づいてくるというような懸念もありえるかと思ひて、そのあたりは地下躯体の具体的な設計がこれからだと思ひますが、具体的には、例えば山留壁みたいに大きく地下水を遮断するような構造物がこの近くに寄ってきてしまうようなことはないのかとかですね。そういった地下構造物の中でも分断影響の大きいようなものの配置の検討状況、そういったものがありましたら教えていただきたいというのが3点目です。

あと、いろいろありまして申し訳ないのですが、土壌水分などを観測されているのですが、拝見していると非常にスナップショットのようにとられているような印象を受けて、手差しの体積含水率をとるのは、あまり私は効果的ではないように思っているんですね。

それは、そのときのコンディションで大きく値がぶれますし、それから位置で全く違う結果を手差しですと示してしまうので、少し環境のモニタリングスポットみたいなものを設ける必要があるのではないかと思ひている次第です。

そういったところで、例えば、定点で断面的に土壌水分を記録し続けるとかですね。そういうようなことは検討されないのか、お伺いしたいと思います。

あともう1つ、人と自然との触れ合いに関してですが、御観兵榎のところの植栽のエリア

に結構陰樹を主体とした本移植がなされるということに対して少し懸念しているのは、林床が見える形で環境利用ができてきたところに、そういった株立ちのような構成をしている陰樹を園路沿いに配置することによって、森林、樹林を楽しむということが難しくならないのかなと懸念したのですが、その影響に関して具体的に伺いたいなと、そういったことにならないのかということをお伺いしたいと思います。

まずは以上とさせていただきます。

○事業者 御質問ありがとうございます。三井不動産です。

まず1つ目の御質問いただきました、変更届の中で、一部インフラを示すページがありました。26 ページ目でございます。

具体的に、神宮球場とラグビー場の間に入っている黄色い配管ですが、これは今、神宮球場から出ている排水、雨水排水と、あと汚水も含まれております。ここの黄色い配管の場所以外にも、この細い位置にはいくつか管が入っておりまして、これはN T Tですとか電力ですとかというところの民間の管路も入っておりまして、ここの位置を違う形で切り回すというのは非常に、実は敷地も狭いものですから、難しい状況であります。

ですので、大きくはこの配管の位置がずらせないために、この敷地、神宮球場を維持するためには、この雨水排水と汚水の排水をどうにか処理しなければいけないので、そちら側の配管を残さざるを得ないといったところが御回答となります。

この敷地の地下は今そうなっているのですが、地上部分につきましては、現在、野球場の駐車場としても利用をしておりますので、駐車場を使いながら地下では配管が入っているというところで、かなり実はぎりぎりのところを攻めてこの敷地の設定とさせていただいておりますので、御理解をいただければと考えております。

続きまして、2つ目の御質問です。移植について、なぜ本移植を増やしたのかといったところの御質問だったかと思えます。

こちらは昨年の9月に樹木の保全というところで東京都からも要請をいただきました。また、この樹木のあり方について、樹木医、専門家とも我々協議をしている中で、当初お示した評価書での案としては、一度絵画館前に仮移植をして、そこからまた中央広場に移すといった、移植、仮移植といったところを検討しておりましたが、樹木本来のダメージのことを考えると、1回の移植のほうが当然樹木にとって良からう、また活着についても良からうというところを、樹木医からも助言をいただきまして、今回、本移植にできるところは本移植にするという方針の下、変更したところです。

その方針変更に伴って、絵画館前事業というのはアセスでは対象外ではありますが、一部施設の変更も行いながら、いかに樹木を本移植に持っていけるかというところを考えた次第でございます。

また、この移植先のところの考え方につきましても、既存の樹種があるところに極力持っていけるようにというところを考えたことと、また絵画館前の東側の場所につきましては、実はこの絵画館前広場というのは、東西で樹木の量、薄さというか、幅が異なります。

東側のほうが若干、実は1列ぐらいしかない樹木になっていまして、円周道路の西側は比較的深い、幅のある樹林帯となっておりますので、そういった意味でも対になるような形でこの植栽帯を設けられるようにという意図で、この場所に本移植を設けた次第でございます。

また3点目の御質問をいただきました、イチョウの地下に対する検討といったところで、地下躯体は分かったが、実際の施工に当たっての山留めの位置だったり、そういったところはどうなるのかといった部分かと思えます。

まず、今回我々がお示ししているのは、縁石から17mの範囲においては、イチョウの根については極力触らないように保全すると考えておりますので、この山留めの位置というのも17mより西側に行くように、現在検討しております。

まだ詳細、施工者も決まっていない中で、なかなか具体的には申し上げられないのですが、こういった方針についてはきちんとお約束をして守ってまいりたいと考えています。

4番目の、イチョウで実施をしています土壌の水分調査につきまして、御意見ありがとうございます。説明が足りず大変申し訳ございません。

今回、このいちょう並木の西側1列の部分で一部いちょう並木とテニスコートの間、植栽帯がございますが、こちらを定点に決めて定期的に水分量調査を実施しておりますので、スポット的にやっているものではなくて、場所は同じ、また時間も定期的に行いますので、こういった情報が定期的にきちんと集まった状態で、またこの審議会でも御報告させていただきたいと考えております。

○事業者 最後に御質問いただいている権田原のところですが、陰樹を植えることによって、視線の開放性みたいなものが損なわれるのではないかとこの御質問かと思えます。

実際、配置図に示しているところで行きますと、今回の移植を配置する場所は、比較的その園路に沿っている中で開放性のある場所。実はもともと一部樹木が植わっていて、日常の管理の中で撤去されたりして、ある種、林冠ギャップのような状態になって開けた場所になっている場所というところを想定しながら、主にモクセイであるとか、それからヤマモモで

あるとか、そういう常緑樹を配置していくということを考えております。

全体としては視線が抜ける明るい林間の状況ではあると思うのですが、この園路に対して全てそれを閉ざしていくような、そこまでの物量でもなく、ところどころにアイストップとなり、それから抜けていくという意味においても、遠路を散策する方々にとっても非常に良い環境にむしろなっていくのではないかなと、我々としては期待しているところでございます。

○横田委員 ありがとうございます。

1点目に関しては承知しました。電力、下水などが野球場にも入り込みながら立地しているということで、なかなか付替えがラグビー場の前に難しいということと理解いたしました。

2点目は、お伺いしたいことですが、例えば今回の変更届の143ページに毎木調査のエリアのマップがあるのですが、これまで絵画館前の軟式野球場東側というのは参考調査範囲と位置づけられてきていて、例えば伐採樹木なども位置していると思うんですよね。

こういった本移植の経緯の変更により、絵画館前広場のあり方に対しても結構変化が生じて、例えば伐採樹木の位置づけが変わったりとか、あるいはここでの生態系復元のあり方のようなものを検討する必要性が出てきたりとかすると思うのですが、計画地外であると。

そこをどういうふうに事業者としてモニタリングしたり、復元に関与されていくのかということ、よりもう少し具体的にお伺いしたいのと、2点目に関しては思いました。

3点目、山留壁はこれからということですが、おそらく水平的な影響よりも垂直的な影響が一番大きいのが山留壁だろうと思われて、評価書ではG L-33mと書いてあるのですが、これが野球場の山留壁の深さなのか、そのあたり、分からなかったんですが、そういった深さのものでもし仮にありましたら、垂直的な影響が非常に大きい構造物だと思いますので、山留壁の位置というのは、具体的に計画段階でお示ししていただきたい重要な情報かと思いました。

4番目の水の量の調査に関しては、場所が分からなかったのも、もしよろしければその定点の観測場所を教えてくださいましたので、これは追加で教えてください。

あと、5点目の人と自然の触れ合いですが、生態系をどう人が恵みとして享受できるかというような考え方からすると、この御観兵榎のエリアの生態系保全のあり方であるとか人の利用のあり方というのは、一体的にデザインする必要があるのではないかと思います、もう少し、単に間隔を空けて移植というような感触ではなくて、きちんと御観兵榎のエリアの設立の経緯なんかですとか、設計のこれまでの立ち位置というのですか、そういったものをき

ちゃんと理解して、その中で妥当な範囲というものをあぶり出すような感じで検討いただけると大変いいのではないかと考えている次第です。

これに関しては、たまたもしそういった変更の余地がありましたら、そういった景観的な観点も含めて少し検討いただけると幸いです。

○柳会長 今の横田委員からのコメントについて、何か事業者の方から御発言はありますか。

○事業者 2点目で御質問いただいていた本移植先の絵画館前のところですが、アセス対象外ではあるものをどうやって今後フォローされるのかといったところの最後御質問だったかと思います。

もともとここはアセスの対象外ということで、参考資料という位置づけで評価書のお示しをさせていただきました。今回、見直し案を我々全体で報告をするに当たっては、このアセス以外の絵画館前事業の部分についても、9月に一般的に公表させていただいております。

実際にこの絵画館前の場所に樹木が本移植されるわけですが、もともとは仮移植としていたところが本移植になるということで、アセス対象としていたところから、対象外ではありますが、樹木が移る、そしてそこで樹林をなしていくということになりますので、この絵画館前の本移植になる部分についても、きちんとアセスの事後調査報告の中で皆様にも御報告を、今後のこの遷移について報告をしていきたいと考えております。

具体的にいつの時期にこうしますというところはまだ決まっておりませんが、そういった意思で事業者としてはおります。

○横田委員 4点目の、定点観測の場所だけ少し教えていただけますか。

○事業者 主に樹木が比較的現在病んでいるというか、そういう位置、34番とか36番とか40番とか43番と48番というあたりですね。

○横田委員 どの図を見ればよろしいでしょうか。

○事業者 変更届の156ページをご覧ください。

○事業者 29番、30番、34番、34と35の間ですね。これは仮設道路、昔の道路を取ったところですね。それから36番、40番、43、45。

○横田委員 それは樹木に対してでなくて、環境に対してもこの定点で継続的に観測されているポイントという理解でいいですか、土壌等に関しても。

○事業者 はい。

○横田委員 承知しました。ありがとうございました。

○柳会長 それでは、そのほかに質問はございませんでしょうか。

それでは、宮越部会長からどうぞ。

○宮越委員 土壌水分量のモニタリングについて教えていただきたいのですが、樹木の活力度調査をされていて、もし活力度に変化があった場合、もちろん対策をするのは当然だと思うのですが、それが一体何の要因なのかって1つ考えるときに、周囲におそらくさまざまなことの複合要因、複合影響だと思うのですが、そういった中でも1つ土壌水分量を測定されるというのは、私は良い試みだと考えているのですが、そのモニタリング手法について、モニタリングという言葉がもしかすると私と事業者のほうで誤解があるのかもしれませんが、モニタリングはどういった間隔で測定される計画なのでしょう。土壌水分量はどのくらいの間隔で測定される予定ですか。

○事業者 今、毎週木曜日ですね。

○宮越委員 これまで環境影響評価書の段階で地下水の観測もされていたと思うのですが、一般的に地下水のモニタリングだと、例えば1時間間隔とか、かなり連続的にやっていると思うんですね。

もちろん毎週木曜日だと、長期で見たら連続かもしれませんが、1週間だと結構断続的ですよね。その間にさまざまな、御存知のとおり土壌水分量は降雨と降雨応答とか、そういったもので大きく変化しますから。事業者がこの中で経時変化が大きいとおっしゃっているのに、それが測定した値が本当に、例えば環境変化が起きたかどうかという指標になるかというところで、その毎週木曜日の測定が使えるのかなというのは少し疑問があります。

私としては、先ほど横田委員がおっしゃったように、何かテリトリーをきちんと決めてモニタリングポストみたいなのも決めて、そこで1時間とか連続して測定していただくのがいいのかと思います。

そうすることで、工事の始まった後と前で平均的な値、その季節の平均的な値とかも分かると思いますし、降雨応答との関係も分かりますから、例えば渇水期にどうなのかとか、そういった議論もできると思いますので、そういったことを考えていただくのがいいのかと思います。

また、センサーの設置に当たっては、地表面から差し込んで測定するのが妥当なのか分からないかと思いました。というのは、今回測定したいのは、おそらく植物の根の、植物の水を吸うルートゾーン、根のゾーンの深さで測定すべきということですよ。

ですから、写真で見ると上から測定して、センサーがそういうものなのかもしれませんが、

その深度が妥当かというところも、1 深度でいいのかとかも含めて、その辺もきちんと検討されるのがいいのかと思います。

そういったときに、もちろん樹木医の意見は非常に重要だと思うのですが、そのほかセンサーによって特性も違うと思いますので、そういったセンサーのメーカーとか仕様もきちんと把握してやるのがいいのかと思います。コメントです。

○事業者 ありがとうございます。今、2つの種類で測っていきまして、比較的簡易的な、乾燥とかウェットとか出るものと、水分量で測れるものでやっておりまして、今のところはイリゲーションシステムが全部入っているものですから、例えば月、木曜日とかいう形でイリゲーションシステムが入って1 m間隔で、対応としてやっているものですから、どうしても自然の雨も影響はもちろんあるのですが、そういうドリップで流れているということもあるので、そういう点から比較的地表に近いところを、今現在は対策、いろいろ水圧でやったりとか、いろんなことをやって、藁を引いて灌水システムをやった上で行ったので、比較的表面のところではあるのですが、そういう形で今までは設置したということで、別途にまた少し連続的な形でというのは検討させていただきたいと思います。

○宮越委員 分かりました。工事の影響とかいうよりも、もっと灌水の影響が大きいからそれを見ているということですね。そういう理解ですね。

○事業者 今までのところは、対策としてはそういう視点でやったものですから、それのこと、どちらかと言うと。灌水システムを全くやらないとかというのであれば、天候によってどうなっていくかという視点での検討になるかと思うのですが、今回のシェイクシャックという区道側から 48 番までの北側のところは、全面的に健全な木もそうじゃない木も水圧で土壤改良をしたりとか、ヘデラも全部取って藁をやって、その上については全面的にイリゲーションシステムをやっておりますので、どちらかと言うとそっちのほうがあったので、それに対するモニタリングみたいなので、先ほどのデンドロメーターもそうですが、その対策に対してどうかということを見ていくという視点でさせていただいているところです。

○宮越委員 分かりました。理解できました。委員としては、そのほかに工事の影響がどうなのかというのは、客観的な値として必要だと思いますので、そういったことが測定できるポイントを適切に選定いただいて見ていただくのがいいのかと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、玄委員 お願いします。

○玄委員 長時間になりましたが、私のほうから風環境について質問できればと思っています。

まず、変更届の 76 ページを見ていただきたいと思います。こちらのほうは、今防風対策のために南側で樹木を植えているんですね。これで高さ別にどんな樹木を植えるかというふうに書いてあるのですが、具体的に樹木の種類なども決まっているのでしょうか。風に強い樹木もあるのであれば、弱い樹木もあるかと思います。まずはそちらのほうについて教えていただければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。防風植栽についての樹種とか、風に強い防風植栽を使用するかとかについてですが、そこら辺につきましてはここで示されている防風植栽の樹種等はまだ決めておりませんが、当然、防風植栽として使用するので、ある程度風に耐えられるもの、常緑樹で風に耐えられるものを選定することになると思います。

そこら辺に関しましても、決めた後、報告しますし、もちろんその後、ご存じのとおり、防風植栽については実際に建物が建った後、植えて、枯れているか枯れてないかという状況につきましてもきちんと報告させていただきますので、防風植栽の樹種が決まりましたら報告ということと、実際にそれを植えた後、きちんとそれが枯れずに、御心配されているように枯れたりしないようなふうなことで育っているかどうかということについても、事後調査報告書のほうで報告させていただきます。

○玄委員 分かりました。お願いします。

追加ですが、今こちらのほうは赤い色とブルーの色で表しているところは、これは防風壁だと思います。今、高さから見ると、ブルーであれば 1.5m で、赤であれば 6 m ですね。こちらのほうは景観とも関係があると思いますので、防風のみではなく、景観とも影響を与えることもありますので、具体的にどういうデザインになるとかなどはまだ計画されているのでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。この防風壁につきましては、いろいろ景観にも配慮して現在検討中、計画中でございます。6 m の防風壁ということで、かなり高いものになりますので、その辺は十分景観にも配慮した防風壁の設置というものを検討していきます。

もちろんこの防風壁の具体につきましても、アセスの手続きですので、事後調査報告書のほうできちんと、もしくは変更届のほうできちんと報告させていただきたいと思っております。

○玄委員　ありがとうございます。

最後、もう1点追加で質問できればと思います。64 ページのところを見せていただけないですか。これは日影に関するところですよ。

今回見ると、夏至日における日影の等時間日影図も書いてあります。なので、夏至日のところで長時間日影ができるようであれば、夏至日であれば太陽高度が一番高いんですよね。なので、その日に長時間日影になる場所であれば、年中日影になる時間が非常に長い場所とも言えるのですね。

なので、今回いろいろと樹木の調査を行っていただいているのですが、そういったところに日影のほうを好む樹木か、もしくは日光をたくさん多くないといけないところか、それも樹木のところ、植栽のところに入れていただいて、例えば移植とか行う際に、それをもとに選択していただきたいと思っています。

ラグビー場の北側、北西側のほうを見ると、結構4時間とか、夏至日にも関わらず日陰になっているところがあるんですね。これは年中、非常に日が当たらない場所にもなりますので、樹木の生育環境を検討する上で、ぜひ夏至日においても一応こういう日影時間図を書いて細かく検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○事業者　御質問ありがとうございます。北西の日陰の落ちているところに関してですが、変更届の21 ページが外苑全体の樹木の状況になってくるわけですが、ちょうどそのあたりは先ほどのお話でもありましたインフラとか、そういったものが通っている関係上、あまり樹木が、新植も含めて植えられない。また、存置、移植に関しても、このあたりは樹木自体がないエリアですね。

○玄委員　あ、分かりました。

○事業者　引き続き継続、検討してまいります。影響範囲としますと樹木にはないのかなといった、今感覚を受けました。

○玄委員　このラグビー場のみではなく、例えばほかの建築による夏至日における日影も実は検討していただきたいんですね。

この変更届のところではラグビー場を中心に書いていただいていたので、それを例としてお話をしているのですが、ラグビー場のみではなくて、ほかの建物も48m程度までに高い建物ですので、夏至日においても日影になるところがあるかと思っています。

なので、その範囲の中で樹木を植えてしまうと、そこに植えられた樹木は1年中日が当たらないということにもなりますので、植える場所を選定するところで、夏至日における日陰

ゾーンをしっかりと書いて検討して、合わせてそこを参考にして移植する場所などを検討していただきたいと思います。今話をしました。

○事業者 ありがとうございます。まさに今回ラグビー場に関しての変更届ということで、そちらの御報告をさせていただいたところですが、ほかのエリアにおいても、そういった日陰の、夏至のときでも日陰の落ちる場所にも配慮して、そこに配置する場合にはどういった樹種がいいのかという部分も踏まえて、そういったところも参考にしながら、今後検討を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○玄委員 ありがとうございます。私のほうからは以上です。

○柳会長 ほかに。横田委員、どうぞ。

○横田委員 追加で申し訳ありません。日照の話があったのですが、今出していただいている日影図が部分的に計画地の中を示していないので、分からなかったのですが、これはあくまで日影規制の8時から16時台の日影の変化であって、おそらくその前後の状況、加えて植生に対する配慮というのをしていないといけないかと思うのですが、そう考えたときに、建国記念文庫のところの日影の状況がどうなるのかというところをきちんと見る必要があるのかと思うのですね。

8時から16時台ですので、実際には日の出はもっと早いですし、日没ももう少し遅い場合もあると考えると、総合的な日影というものを鑑みて、影響をきちんと理解する必要があるのではないのかと思ったんですね。

このあたり、どの程度、その効果を得ているのか、この日影に対する配慮ができたのかということをもう1回教えていただきたいと思います。

ラグビー場の今回初めてパースを拝見して、南側から俯瞰されたイメージがあって、ここにメインエントランスの両脇に新設される緑地、造成されるであろう外構植栽があると思うのですが、南側のところですか。

ここは完全に新植で、インフラ管は外壁線に近いところにあるので、比較的スペースはあって、評価書の緑のネットワークの図ですと、南北軸と明治公園とかこれから予定されている公園の東西軸の結節点のようなところに組み込まれると思うのですよね。

このこと、あと中央広場も先ほど本移植で絵画館前を使うことになって、移植の本数が変わっているのではないかとすると、そう考えたときに、このラグビー場南側と中央広場の一体的な生態系配慮のあり方というのをきちんと検討していただきたいと思います。

これが単純な植栽木だけで構成してしまうと、おそらく生態系にとっての質は全く別物に

になってしまうのではないだろうか。そこの一連のつながりをどういうふうに生態系に配慮して、あるいは既存の表土なんかも活用しながら生態系を形成していくかというところが、非常に重要なのではないかと思った次第です。

南側の植栽のあり方に関して、現時点でお考えがありましたらお願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

最初の日影の検討の、変更届に記載している資料に関してですが、おっしゃるとおり時間が8時から16時。これは我々の日々検討するソフトがあるのですが、そこでどうしても日影規制の間での検討になってしまっているのは事実でございます。

ですが、実際の日の出、それから日没、こういったものも継続検討いたしまして、どれぐらい日が落ちるかというのは並行して検討していくべきだなと、今お伺いして思いました。ですので、今日は資料はございませんが、検討しながらまた別途お示しする機会がございましたらと思っております。

それと2点目ですが、ラグビー場棟の南側の樹木の、これはほぼ新植樹木のエリアになってまいります。

まず、先ほどの神宮球場のインフラ管は、これは神宮球場の解体とともに撤去いたしますので、Ⅱ期のエリアというのは比較的自由に、敷地としてラグビー場のⅡ期計画ができると思っております。

この工事の時期も、実は再開発全体の中でも一番最後でして、中央広場ができて、その後に、これは新設の区道も通ると聞いておりますが、その後のⅡ期工事になりますので、賑わいという観点も我々考えております。

また、樹木の本数も、これは従前のラグビー場敷地内の従前の樹木数よりも増やして、関係者の中では第2の神宮外苑の広場の森みたいなテーマを持ちながら、森をつくりながら中央広場と連携できる少し広場のような、施設内へのトラックの搬出入の場所としても活用はするのですが、イベントなどは中央広場と一体として使いながら、あとは樹木としてこちら南、かなり日が当たりますので、こちらの生態系は継続検討しながら、散策路とともに、また、樹種などもⅡ期工事の時点では確実に選定をしてみたいと思っております。

○横田委員 ありがとうございます。1点目の日照はぜひお願いしたいのと、2点目は最後に一体的にここが整備されるということはとても大事なことでないかと思っていて、

中央広場の周辺でしかなかなか移植の候補地がなかったもので、ここで何とか樹木を、移植木を納めるような形でこれまで検討されてきて、逆に広場機能も失われてしまうのではない

かというような懸念もあったと思うのですよね。

それから、この文化交流施設との関係性はどうなのかというような話もあったと思うのですが、もう少し一体的に、ラグビー場南側ときちんと生態系として機能したり、自然との触れ合いがもたらされるような環境を復元するような形で、この南側を活用していただきたいなと願います。

それから、擁壁などでマウンド植栽にしまうと、ほぼほぼ入れなかったり、単なる景観植栽になってしまっていて、その後、樹木だけが景観木として残るといったような形になりますので、そういった形ではなくて、一体的な土壌空間まで含めて、生態系を復元するというコンセプトもきちんとここに盛り込んでいただいて、一体的にデザインしていただきたいと思っています。お願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。了解いたしました。

○柳会長 ほかにウェブでの参加の委員の方、何か直接発言していただければと思いますが。

○宗方委員 じゃ、1つよろしいですか。

○柳会長 どうぞ。

○宗方委員 先ほどは御説明ありがとうございました。

ラグビー場のファサードデザイン、ガラスを使うとか、木で国立競技場と揃えるというのは非常に楽しい内容ですが、北東側のファサードのデザインの言及がなかったのですね。

現行の建国記念文庫の森が残っているところにどういう表情を出すのかなというのは御説明がなくて、裏手ということで、晴れの舞台ではないということで触れてなかったのかもしれませんが。

この神宮の絵画館のほうから来ると、こちらの道のほうから歩いてくるとそっちの表情というのはどうしてもあるはずなので、その辺、ここで表現されていない北東側のデザインへの何か配慮、あるいはこの建国記念文庫の森の樹木がぎっしりあるものなので、余り建物が目立たないような形で溶けこませるとかいう方針もあろうかと思うのですが、そのあたりのデザインの意図が何か、現時点で何かお考えのことがあったら教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。別紙の資料では、確かに北東の部分がございませんでした。検討していないわけでは、もちろんございません。

今回のラグビー場は、裏のない建物になります。どこから見てもいろんな表情が出てくる、出てきてしまうような場所でございます。

今言及いただいた北東に関しましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）の存置の樹木がか

なりの量残りますので、いわゆる目線レベル、アイレベルというものは、樹木の森感のほうがより強いかなという印象を我々受けております。

その中で、ラグビー場の存在って何なのかなというところで、メインの、こちら今、エントランス周りをいくつかお見せしておりますが、エントランスという機能は北東側には持ってきておりません。

一方で、日本スポーツ振興センターのほうで今回スポーツ博物館、これをラグビー場の中に設けることになっております。スポーツ博物館がラグビー場の一部場所を使ってオープンしていくわけですが、そちらのメインエントランスをこちらの森に面したところに持ってきております。

ですので、イベントですとかラグビーの試合、そういった人数がかなり来る、あるいは晴れの日というところと相対しているというわけではございませんが、もう少しこぢんまりとした博物館、静かな環境で見たい、そういった環境づくりに、この北東の建国記念文庫の森と博物館の本当に小さなエントランス、少し外向きの店舗もそこに付随して付けようかと今検討している真っ最中ですが、そういったヒューマンな、どちらかというと外装、ファサードの印象かなと。

また、色に関しましても、先ほどお話しいたしましたアクセントカラーですね。緑というものをエントランス周りにこのように使おうとしておりますが、北東のそのスポーツ博物館周りには建国記念文庫の森とより協調するような緑の面をほかのエントランスよりも多く使う、そういった外装、ファサードのデザインをイメージしております。

○宗方委員 ありがとうございます。緑の森だから緑塗ったらいいのかというのも、いろんな緑もあろうかと思しますので、その辺は丁寧に御検討されればいいかと思いました。

また、北東側にそういう表情ができるというのはなかなか楽しい話ですが、そうすると建国記念文庫のところに人の出入りがあるとなると、私の専門じゃありませんが、森の中をあんまり人が歩き回ると、根っこに悪影響もあるとか、いろいろと配慮も必要かと思しますので、そういったことも踏まえて、いろいろと御検討を進めていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。そういった検討も並行してやっております。よろしく願いいたします。

○柳会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、最後に私から発言させていただきたいと思います。

冒頭、事務局からも説明がございましたが、こういった事後調査報告書や変更届につきま

しては、委員からの助言がありましても書面上でやりとりのみで、事業者をお呼びして質疑応答するというを行わないのが通常でございますが、本事業につきましては、評価書案に対する答申におきまして、審議会が事業者の環境保全措置に継続的に関与するということが盛り込まれておりました。

本日の審議会では、事務局から受理報告とした理由を説明し、また事業者に出席を求めて委員と質疑応答を行うなど、通常の受理報告よりも丁寧に対応しており、適切な対応だったと考えております。

今回の報告では、ラグビー場棟などの計画の見直し、評価書の段階からさらなる樹木の保全に取り組んだ結果、保存樹木は増加、伐採樹木は減少することや、根系調査の結果を踏まえて野球場棟のセットバック方針を示すなど、イチョウの生育環境がより良くなったことなどの報告がございました。

いちょう並木につきましては、野球場棟や文化交流施設棟の着工の1年前には縁石から西へ約17mの位置において、イチョウの根の状況を手掘りで確認すること等の報告がございました。

こうした内容は、都の要請ですとか審議会での議論を受けて検討されたものと考えております。こうした報告を受け、委員から環境に著しい影響を及ぼすのではないかとといった特段の意見はございませんでしたが、生物・生態系に関して、いちょう並木の保全状況や建国記念文庫の樹木の保全状況について、移植先の環境への配慮など、貴重な助言や意見がございました。

これらにつきましては事業者側からの回答もございましたが、事業者におかれましては、引き続き各工事のタイミングに合わせて審議会への報告や環境保全措置の検討実施をしていただきたいと思います。また、事業計画に関する積極的な情報公開や丁寧な説明を継続的に続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

それでは、受理報告については以上で終わります。

(事業者退室)

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わります。皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出お願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 5 時 53 分 閉会)